

平成31年第1回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



## 平成31年度 荒尾市一般会計予算資料

1 歳入

(単位:千円)

区 分	平成31年度				平成30年度				比 較					
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %		
1 市 税	市民税	2,150,800	9.5	2,150,800	15.4	2,088,900	9.8	2,088,900	15.5	61,900	3.0	61,900	3.0	
	固定資産税	2,486,335	11.0	2,486,335	17.8	2,429,335	11.4	2,429,335	18.1	57,000	2.3	57,000	2.3	
	軽自動車税	176,692	0.8	176,692	1.3	161,000	0.8	161,000	1.2	15,692	9.7	15,692	9.7	
	たばこ税	415,000	1.8	415,000	3.0	409,000	1.9	409,000	3.0	6,000	1.5	6,000	1.5	
	入湯税	8,000	0.0	8,000	0.1	8,000	0.0	8,000	0.1	0	0.0	0	0.0	
	計	5,236,827	23.2	5,236,827	37.4	5,096,235	23.9	5,096,235	37.9	140,592	2.8	140,592	2.8	
	2 地方譲与税	地方譲与税	135,000	0.6	135,000	1.0	133,000	0.6	133,000	1.0	2,000	1.5	2,000	1.5
		3 利子割交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	5,000	0.0	5,000	0.0	4,000	80.0	4,000	80.0
		4 配当割交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0	0	0.0
		5 株式等譲渡所得割交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	16,000	0.1	16,000	0.1	△ 3,000	△ 18.8	△ 3,000	△ 18.8
		6 地方消費税交付金	942,000	4.2	942,000	6.7	900,000	4.2	900,000	6.7	42,000	4.7	42,000	4.7
7 ゴルフ場利用税交付金		25,000	0.1	25,000	0.2	29,000	0.1	29,000	0.2	△ 4,000	△ 13.8	△ 4,000	△ 13.8	
8 自動車取得税交付金		16,000	0.1	16,000	0.1	28,000	0.1	28,000	0.2	△ 12,000	△ 42.9	△ 12,000	△ 42.9	
9 環境性能割交付金		7,000	0.0	7,000	0.0	0	0.0	0	0.0	7,000	皆増	7,000	皆増	
10 地方特例交付金		35,000	0.2	35,000	0.2	33,000	0.2	33,000	0.2	2,000	6.1	2,000	6.1	
11 地方交付税		普通交付税	5,000,000	22.1	5,000,000	35.7	4,880,000	22.9	4,880,000	36.3	120,000	2.5	120,000	2.5
	特別交付税	800,000	3.5	800,000	5.7	800,000	3.8	800,000	5.9	0	0.0	0	0.0	
	計	5,800,000	25.7	5,800,000	41.4	5,680,000	26.7	5,680,000	42.2	120,000	2.1	120,000	2.1	
小 計	12,231,827	54.1	12,231,827	87.3	11,933,235	56.0	11,933,235	88.7	298,592	2.5	298,592	2.5		
12 交通安全対策特別交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	10,000	0.0	10,000	0.1	△ 1,000	△ 10.0	△ 1,000	△ 10.0		
13 分担金・負担金	221,958	1.0	5,000	0.0	282,507	1.3	0	0.0	△ 60,549	△ 21.4	5,000			
14 使用料・手数料	592,331	2.6	12,372	0.1	581,493	2.7	14,976	0.1	10,838	1.9	△ 2,604	△ 17.4		
15 国庫支出金	4,567,581	20.2	0	0.0	4,115,521	19.3	0	0.0	452,060	11.0	0			
16 県支出金	1,974,420	8.7	2,428	0.0	1,943,851	9.1	2,270	0.0	30,569	1.6	158	7.0		
17 財産収入	83,819	0.4	40,713	0.3	82,671	0.4	43,487	0.3	1,148	1.4	△ 2,774	△ 6.4		
18 寄附金	125,727	0.6	125,727	0.9	30,001	0.1	30,001	0.2	95,726	319.1	95,726	319.1		
19 繰入金	1,154,967	5.1	1,030,045	7.4	863,071	4.1	753,815	5.6	291,896	33.8	276,230	36.6		
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0		
21 諸収入	285,869	1.3	17,976	0.1	284,549	1.3	19,484	0.1	1,320	0.5	△ 1,508	△ 7.7		
22 市 債	1,342,500	5.9	530,000	3.8	1,180,100	5.5	640,000	4.8	162,400	13.8	△ 110,000	△ 17.2		
歳 入 合 計	22,590,000	100.0	14,005,089	100.0	21,307,000	100.0	13,447,269	100.0	1,283,000	6.0	557,820	4.1		
うち	自主財源	7,701,499	34.1	6,468,661	46.2	7,220,528	33.9	5,957,999	44.3	480,971	6.7	510,662	8.6	
	依存財源	14,888,501	65.9	7,536,428	53.8	14,086,472	66.1	7,489,270	55.7	802,029	5.7	47,158	0.6	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	平成31年度				平成30年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	208,990	0.9	208,990	1.5	192,370	0.9	192,370	1.4	16,620	8.6	16,620	8.6
2 総務費	2,050,489	9.1	1,724,922	12.3	1,818,250	8.5	1,632,344	12.1	232,239	12.8	92,578	5.7
3 民生費	10,881,889	48.2	5,030,562	35.9	10,329,670	48.5	4,869,259	36.2	552,219	5.3	161,303	3.3
4 衛生費	2,453,400	10.9	2,085,015	14.9	2,366,706	11.1	2,018,586	15.0	86,694	3.7	66,429	3.3
5 労働費	16,977	0.1	16,977	0.1	14,987	0.1	14,987	0.1	1,990	13.3	1,990	13.3
6 農林 水産業費	354,745	1.6	183,076	1.3	540,382	2.5	192,336	1.4	△ 185,637	△ 34.4	△ 9,260	△ 4.8
7 商工費	334,903	1.5	190,643	1.4	400,533	1.9	267,799	2.0	△ 65,630	△ 16.4	△ 77,156	△ 28.8
8 土木費	2,123,726	9.4	984,007	7.0	2,028,652	9.5	964,299	7.2	95,074	4.7	19,708	2.0
9 消防費	879,340	3.9	661,926	4.7	628,507	2.9	577,955	4.3	250,833	39.9	83,971	14.5
10 教育費	1,635,851	7.2	1,366,373	9.8	1,336,228	6.3	1,160,750	8.6	299,623	22.4	205,623	17.7
11 災害 復旧費	8,620	0.0	8,620	0.1	5,201	0.0	5,201	0.0	3,419	65.7	3,419	65.7
12 公債費	1,604,038	7.1	1,506,946	10.8	1,606,822	7.5	1,512,691	11.2	△ 2,784	△ 0.2	△ 5,745	△ 0.4
14 予備費	37,032	0.2	37,032	0.3	38,692	0.2	38,692	0.3	△ 1,660	△ 4.3	△ 1,660	△ 4.3
歳出合計	22,590,000	100.0	14,005,089	100.0	21,307,000	100.0	13,447,269	100.0	1,283,000	6.0	557,820	4.1

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

区分	平成31年度		平成30年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	17,351,535	76.8	16,588,300	77.9	763,235	4.6	
義務的経費	11,811,047	52.3	11,490,158	53.9	320,889	2.8	
人件費	2,807,646	12.4	2,845,789	13.4	△ 38,143	△ 1.3	一般職員人件費△60,943 △4人(355人→351人)(うち退職手当△77,529(△3人))、小学校特別支援教育支援員+5,798
扶助費	7,399,363	32.8	7,037,547	33.0	361,816	5.1	管内外私立保育所運営費+129,946、特定教育・保育施設型給付費+86,267、児童扶養手当費+75,937、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+60,461、生活保護(扶助費)+14,283、幼稚園就園奨励費+7,196、療養介護医療費支給事業費+6,720、準要保護児童・生徒就学援助費△3,072、重度心身障害者医療費△5,000、養護老人ホーム費△5,628
公債費	1,604,038	7.1	1,606,822	7.5	△ 2,784	△ 0.2	長期債元金償還金+10,736、一時借入金利子△2,000、長期債利子 △11,520
物件費	2,617,107	11.6	2,243,349	10.5	373,758	16.7	ごみ収集業務委託事業費+47,450、小学校ICT環境整備事業費+35,927、子ども科学館リニューアル事業費+31,680、道路改良単独事業費+25,000、塵芥処理費+20,835、ふるさと応援寄附金推進費+18,538、松ヶ浦環境センター運営費+18,221、給食センター基本構想・基本計画策定委託料+15,279、成人男性風しん抗体検査及び予防接種事業費+15,219、防災対策事業費+15,022、公共工事施工管理支援事業費+15,000、世界遺産修復・公開・活用事業費△11,543、し尿処理費△16,747、社会資本整備総合交付金事業費(舗装繕繕計画)△27,000、文化財保存整備事業費△43,079
維持補修費	230,745	1.0	208,950	1.0	21,795	10.4	住宅施設改修費+5,970、道路維持費+5,775、宮崎兄弟の生家施設改修費+2,894、中学校施設改修費+2,872、松ヶ浦環境センター施設改修費1,545
補助費等	2,692,636	11.9	2,645,843	12.4	46,793	1.8	ふるさと応援寄附金推進費+42,039、有明広域行政事務組合消防負担金+18,249、荒尾市議会議員選挙費+14,396、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金+11,930、保育対策総合支援事業費+10,380、権利擁護・成年後見制度推進事業費+7,757、地域公共交通活性化事業費+7,623、機構集積協力金交付事業費△14,318、市民病院会計支出金△15,629、いきいき産業立地促進助成事業費△56,149
2. 投資的経費	2,318,889	10.3	1,891,007	8.9	427,882	22.6	
普通建設事業費	2,310,269	10.2	1,885,806	8.9	424,463	22.5	
補助事業費	1,354,101	6.0	1,111,096	5.2	243,005	21.9	国重要文化財建造物保存修理事業費+149,445、公園施設長寿命化対策事業費+69,620、介護基盤緊急整備特別事業費+64,000、小規模保育所整備事業費+63,093、公営住宅ストック総合改善事業費+54,056、毘沙門四反田線+38,000、世界遺産修復・公開・活用事業費+30,678、放課後児童クラブ施設整備費+19,921、西原桜町線△21,000、大谷長洲港線△22,000、川後田府本線△26,000、人権啓発センター施設改修費△26,924、林業木材産業生産性強化対策事業費△148,500
単独事業費	956,168	4.2	774,710	3.6	181,458	23.4	防災情報伝達システム設備整備事業費+223,520、給食センター整備推進事業費+167,772、川登川護岸整備事業費+48,000、県民体育祭に伴う運動公園施設関連経費+43,999、第一小学校駐車場整備工事費+28,193、平井小学校法面改修調査設計業務委託+24,266、世界遺産修復・公開・活用事業費+17,527、荒尾海陽中学校プール改修工事△26,676、中学校教室LED設置工事△28,107、観光拠点整備推進事業費△33,330、小学校教室用エアコン調査設計委託料△34,373、松ヶ浦環境センター施設改修費△38,864、万田小学校体育館屋根改修工事△38,880、消防施設新設費△39,809、競馬場跡地管理事業費△42,000、外磯水島線交差点改良事業費△44,000、桜山小学校運動場排水改修工事△40,920
災害復旧事業費	8,620	0.0	5,201	0.0	3,419	65.7	
3. その他の経費	2,919,576	12.9	2,827,693	13.3	91,883	3.2	
積立金・出資金	0	0.0	0	0.0	0		
貸付金	63,600	0.3	75,000	0.4	△ 11,400	△ 15.2	中小企業融資制度運用事業費△11,400
繰出金	2,855,976	12.6	2,752,693	12.9	103,283	3.8	介護保険特別会計繰出金+54,982、療養給付費負担金+43,785、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金+23,709、国民健康保険特別会計繰出金△4,387、後期高齢者医療特別会計繰出金△5,541、広域連合特別会計事務費負担金△9,265
歳出合計	22,590,000	100.0	21,307,000	100.0	1,283,000	6.0	

(予備費は、補助費等に含めています。)

臨時的経費等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	永年在職議員表彰	9				9	正副議長表彰4年 2人
	市議会映像配信事業費	1,062				1,062	映像配信業務委託料
2 総 務 費	有明広域行政事務組合費	25,288				25,288	総務共通経費・企画費負担金 (前年度 23,748)
	退職手当	62,537			7,801	54,736	6人(うち3人任期付職員 前年度7人 99,761) (財源) ・退職手当企業会計負担金 7,801
	人材育成推進事業費	1,303				1,303	普通旅費、職員研修委託料、研修参加負担金
	【新規】 会計年度任用職員制度整備事業費	1,375				1,375	会計年度任用職員制度整備支援委託料
	【新規】 ※資料1 熊本県電子入札共同利用システム導入事業費	3,032				3,032	電子入札共同運用開発負担金、電子入札共同運用負担金
	災害支援費	79			79		普通旅費、移転料、着後手当 (財源) ・災害復旧応援職員派遣経費負担金 79
	【新規】 契約管理システム導入事業費	5,951				5,951	契約管理システム導入関連委託料、契約管理システム保守委託料
	広報戦略事業費	3,084			173	2,911	印刷製本費、HPアクセシビリティチェック業務委託料ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 173
	地域おこし協力隊事業費(秘書広報課)	4,362				4,362	協力隊報酬ほか
	※資料2 【一部新規】 地域公共交通活性化事業費	66,576	5,000		1,998	59,578	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金 (財源) ・県補助金 5,000 ・地域公共交通調査等事業返還金 1,998
	協働のまちづくり推進事業費	7,202			6,981	221	普通旅費、借上料、地域づくり交付金(12地区) (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,981
	結婚新生活支援事業費	3,000	1,500			1,500	(H29補正～) 結婚新生活支援事業補助金 (財源) ・県補助金 1,500
公共施設等マネジメント計画策定事業費	5,060				5,060	(H30～) 公共施設等マネジメント計画素案策定支援委託料	
ふるさと応援寄附金推進費	77,328			77,328		ふるさと応援寄附金報償費ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 56,396 ・荒尾子ども未来基金繰入金 20,932	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	コミュニティFM推進事業費	4,370				4,370	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	地域おこし協力隊事業費(くらしいきいき課)	10,458				10,458	協力隊報酬ほか
	花のみちプロジェクト事業費	5,539			5,539		(H30～) 道路沿花壇水やり作業委託料、原材料費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 5,539
	【新規】 公共施設マネジメント推進体制強化事業費	1,100				1,100	公共施設マネジメント研修委託料
	地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業費	499	374			125	地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業委託料ほか (財源) ・県補助金 374
	お試し暮らし体験住宅事業費	928			196	732	借上料、燃料費、手数料ほか (財源) ・体験住宅家賃 196
	老朽危険空家除却助成事業費	5,000	2,500			2,500	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 2,500
	空家バンク事業費	406				406	消耗品費、手数料、備品購入費ほか
	空家等対策費	310				310	普通旅費、消耗品費、郵便料ほか
	【新規】 ※資料3 RPA(ロボットによる業務自動化)導入事業費	6,464				6,464	RPA(ロボットによる業務自動化)導入構築委託料、封入封緘機能付カラープリンターリース料ほか
	【新規】 ※資料4 子ども科学館リニューアル事業費	35,195			7,425	27,770	非常勤職員報酬、借上料、デジタルコンテンツ導入委託料ほか (財源) ・子ども科学館入場料 7,425
	【新規】 ※資料5 イクボス推進事業費	200				200	講師謝金
	【拡充】 ※資料6 地域防犯施設整備事業費	715				715	防犯カメラリース料(20台)
	【新規】 地方税共通納税システム対応事業費	2,968				2,968	地方税共通納税システム導入委託料、使用料
	【新規】 ※資料7 本人通知制度システム整備事業費	3,024				3,024	本人通知制度システム整備委託料
	熊本県知事選挙費	12,027	12,027				選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 12,027

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	熊本県知事選挙費(人件費)	8,347	8,347				時間外手当 (財源) ・県委託金 8,347
	熊本県議会議員選挙費	8,220	8,220				選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 8,220
	熊本県議会議員選挙費(人件費)	7,633	7,633				時間外手当 (財源) ・県委託金 7,633
	荒尾市議会議員選挙費	25,570				25,570	選挙事務従事者報酬ほか
	荒尾市議会議員選挙費(人件費)	7,755				7,755	時間外手当
	参議院議員選挙費	16,399	16,399				選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 16,399
	参議院議員選挙費(人件費)	9,331	9,331				時間外手当 (財源) ・県委託金 9,331
3 民 生 費	【拡充】 民生・児童委員手当	1,224				1,224	民生・児童委員活動手当の増額(1,000円/月)
	【新規】 自殺対策推進事業費	238	118			120	自殺対策としてのゲートキーパー研修の実施及びリーフレット作成 講師謝金、印刷製本費 (財源) ・県補助金 118
	【新規】 権利擁護・成年後見制度推進事業費	7,757				7,757	権利擁護・成年後見制度を推進するための体制づくりの支援 補助金
	生活困窮者自立相談支援 事業費(任意事業分)	5,330	3,254			2,076	生活困窮世帯に対する自立・就労に向けた支援サービスの実施 非常勤職員報酬、支援事業負担金ほか (財源) ・国庫補助金 3,254
	【新規】 介護基盤緊急整備特別事業費	3,600	3,600				地域密着型サービス施設開設準備経費助成補助金 (財源) ・県補助金 3,600
	※資料8 【新規】 障がい者への理解促進・啓発事業費	100	75			25	障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施 印刷製本費 (財源) ・国庫補助金 50 ・県補助金 25
	後期高齢者医療広域連合 負担金	916,483				916,483	広域連合一般会計事務費 7,998 広域連合特別会計事務費 19,218 療養給付費 889,267
	放課後児童クラブ支援事業費	14,368	9,578			4,790	(H30～) 放課後児童クラブの障がい児受入れを推進するための専門職員配置の補助 (財源) ・国庫補助金 4,789 ・県補助金 4,789



(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	【拡充】 障害児保育事業費	3,292				3,292	障がい児を受け入れる保育所に対して交付していた補助金を幼保連携型認定こども園まで拡充するとともに、新規開設予定の地域型保育施設にも交付
	【新規】 子ども・子育て支援事業計画策定費	1,340				1,340	子ども・子育て支援事業計画策定委託料
	【一部新規】 保育対策総合支援事業費	39,910	32,605			7,305	(H29補正繰越～) ICT整備に要する費用、保育士の補助を行う保育補助者の雇上費用、事故防止対策に要する費用への補助 (財源) ・国庫補助金 7,410 ・県補助金 25,195
	待機児童解消対策事業費	2,100				2,100	(H30～) 新たに市内の保育所に勤める保育士に対する家賃補助
	児童扶養手当支給費	85,143	28,381			56,762	11月支給から支給回数が年3回から年6回に制度改正されるため、平成31年度は15か月分の支払が生じる。 ※3か月分を計上 扶助費 (財源) ・国庫負担金 28,381
	※資料10 【拡充】 ひとり親家庭等医療費助成 拡充事業	1,013				1,013	ひとり親家庭等の子を対象に、入院・外来共に自己負担なしとするために要する経費委託料、扶助費
4 衛 生 費	乳幼児健診委託事業費	3,810			18	3,792	(H26～) 3か月及び7か月健診を医療機関に委託し、個別健診化(7か月健診→9か月健診に移行) 消耗品費、印刷製本費、委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18
	※資料11 【新規】 2歳児歯科健診事業費	697				697	2歳児とその保護者を対象とした歯科健診の実施 非常勤職員報酬、消耗品費、歯科医師委託料ほか
	※資料12 【拡充】 予防接種費	6,718				6,718	高齢者への発症予防及び重症化予防を目的に、自己負担額を引き下げることで予防接種率向上を図る。 ※歳入減額相当分を計上
	※資料12 予防接種費	3,913			1,446	2,467	成人用肺炎球菌予防接種未接種者に対する再度勧奨の実施(経過措置の延長) 消耗品、委託料 (財源) ・実費徴収金 1,446
	むし歯予防対策事業費	2,836	1,155			1,681	(H23補正～) H27から全小・中学校に拡大 フッ化物洗口用消耗品費、報償金ほか (財源) ・県補助金 1,155
	プレパパ教室事業費	137				137	(H30～) 妊婦の夫を対象とする育児教室の開催 非常勤職員報酬、消耗品費、備品購入費ほか
	【新規】 成人男性風しん抗体検査及び び予防接種事業費	18,879	6,940			11,939	39～56歳の男性を対象とした抗体検査及び予防接種の実施による感染拡大の防止 委託料、扶助費ほか (財源) ・国庫補助金 6,940

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	ラムサール湿地荒尾干潟啓 発事業費	2,838				2,838	普通旅費、荒尾干潟表示看板張替委託料、借 上料、啓発事業補助金ほか
	※資料13 【新規】 荒尾干潟水鳥・湿地セン ター運営費	5,344			46	5,298	消耗品費、通信運搬費、水鳥・湿地センター開 館記念事業運営委託料ほか (財源) ・自販機敷地使用料 11 ・電気使用料 35
	複合健診事業費(ピロリ菌検 査)	2,901			535	2,366	(H30～) ピロリ菌検査(40歳以上の男女) 検査委託料 (財源) ・実費徴収金 535
	大牟田・荒尾清掃施設組合 負担金	290,700			181,043	109,657	(前年度 278,770) (財源) ・ごみ処理手数料 181,043
	リサイクル業務委託事業費	157,155				157,155	リサイクル業務委託料
	【拡充】 ごみ収集業務委託事業費	47,124				47,124	直営分減車に伴う委託台数の増(+2台)
	ごみ処理基本計画策定事業 費	4,666				4,666	ごみ処理基本計画策定委託料
	市民病院会計支出金	490,275				490,275	(前年度 505,904)
	水道事業会計支出金	188,992				188,992	(前年度 188,942)
5 労 働 費	奨学金返済わか者就労支援 事業費	2,421				2,421	(H30～) 印刷製本費、広報個別配送委託料、奨学金返 済わか者就労支援補助金
	※資料14 【新規】 バスで行く「ものづくり企業視 察ツアー」事業費	152				152	借上料
6 農 林 水 産 業 費	農地利用最適化推進事業 費	6,627	5,160			1,467	農地利用最適化推進委員報酬、農地利用最適 化に係る活動・成果実績報酬、費用弁償 (財源) ・県負担金 5,160
	機構集積支援事業費	5,536	4,890			646	臨時職員賃金、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 4,890
	耕作放棄地解消事業費(用 途転換促進事業)	234	234				費用弁償、消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県補助金 234
	荒尾梨ヤケ梨対策事業費	644				644	(H28補正～) 補助金(利子補給)
	耕作放棄地解消事業費	600	600				耕作放棄地解消補助金 (財源) ・県補助金 600

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	環境保全型農業直接支援対策費	969	726			243	環境保全型農業直接支払交付金(財源) ・県補助金 726
	農業産地確立促進事業費	713			713		オリーブ普及支援事業補助金、荒尾市オリーブ研究会補助金(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 713
	あらおブランド推進事業費	873			873		普通旅費、使用料、あらおブランド推進補助金(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 873
	地域おこし協力隊事業費(農林水産課)	9,013				9,013	協力隊報酬ほか
	【新規】 梨の苗木補助事業費	2,000				2,000	梨の苗木補助金
	人・農地プラン事業費	19,598	19,549			49	非常勤職員報酬、農業次世代人材投資資金(財源) ・県補助金 19,549
	多面的機能支払交付金事業費	34,820	26,096			8,724	交付金、普通旅費、消耗品費ほか(財源) ・県補助金 26,096
	県営土地改良総合整備事業費	950	129			821	非常勤職員報酬、普通旅費、消耗品費(財源) ・県補助金 12 ・県委託金 117
	荒尾海岸松林美化事業費	1,207				1,207	荒尾海岸松林除草作業委託料
	海のイベント大会補助金	650				650	マジック釣り大会補助金
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,155				1,155	水産多面的機能発揮対策事業負担金
	産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費	17,022	8,511			8,511	報償金、消耗品費、有明海活性化対策業務委託料ほか(財源) ・地方創生推進交付金 8,511
7 商 工 費	空き店舗対策事業費	3,440				3,440	空き店舗対策事業補助金
	【新規】 プレミアム付商品券事業費	8,912	8,912				賃金、消耗品費、郵便料ほか(財源) ・国庫補助金 8,912
	荒尾市おもてなし向上事業費	2,677	1,338			1,339	広告料、エコバック作成委託料、観光季節情報誌作成補助金ほか(財源) ・県補助金 1,338
	【新規】 荒尾干潟水鳥・湿地センター誘客PR事業費	1,661	830			831	荒尾干潟水鳥・湿地センター誘客PR事業委託料(財源) ・県補助金 830

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	【新規】 インバウンド対応力強化・支援事業費	4,130	2,065			2,065	インバウンド対応研修会運営委託料、インバウンド対応力向上環境整備補助金 (財源) ・県補助金 2,065
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名・大牟田観光推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	391				391	有明圏域定住自立圏観光推進事業負担金
	世界文化遺産保存活用推進事業費	3,848				3,848	普通旅費、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金ほか
	万田坑・専用鉄道敷跡保存管理事業費	7,392			4,079	3,313	消耗品費、燃料費、除草委託料、万田坑給水池・沈澱池整備委託料 (財源) ・埋設管等使用料 4,079
	世界遺産まちづくり人材育成事業費	2,338				2,338	報償金、普通旅費、世界遺産まちづくり人材育成事業運営委託料ほか
	世界遺産修復・公開・活用事業費	4,189	721			3,468	報償金、普通旅費、三池炭鉱修景・保全調査委託料ほか (財源) ・国庫補助金 721
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	6,630				6,630	万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料、「炭鉱の祭典」実行委員会負担金
	【新規】 世界遺産広報啓発事業費	1,000				1,000	世界遺産啓発物制作委託料
	荒尾産業団地管理費	1,671			1,671		貸工場審査委員手当、手数料、雑草伐採委託料ほか (財源) ・貸工場賃料 1,671
	地方消費者行政活性化事業費	5,577	3,373			2,204	非常勤職員報酬、費用弁償、印刷製本費ほか (財源) ・県補助金 3,373
8 土 木 費	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁長寿命化修繕計画)	12,000	6,600			5,400	橋梁長寿命化修繕計画策定委託料 (財源) ・国庫補助金 6,600
	荒尾港海岸単独事業費	4,902				4,902	荒尾港維持管理計画策定委託料
	※資料15 【新規】 景観検討事業費	3,001				3,001	景観計画見直し業務委託料
	下水道事業会計支出金	365,469				365,469	(前年度 375,477)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	競馬場跡地管理事業費	22,082			22,082		修繕費、旧競馬場ゴムマット処分委託料、借上料ほか (財源) ・旧競馬場施設貸付料 22,082
	【新規】 公共工事施工管理支援事業費	15,000				15,000	工事監督支援業務委託料
	【一部新規】 住宅・建築物安全ストック形成事業費	3,250	2,750			500	アスベスト含有調査等事業補助金、危険ブロック 塀安全確保支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 2,250 ・県補助金 500
	【新規】 公営住宅ストック総合改善事業費	12,540	5,643			6,897	住宅マスタープラン改定委託料 (財源) ・国庫補助金 5,643
9	有明広域行政事務組合消防負担金	523,757				523,757	消防費負担金 (前年度 505,508)
	【新規】 消防団被服整備事業費	10,278				10,278	被服費(新基準活動服の貸与)
	消防施設新設費	4,125				4,125	消火栓新設負担金
	消防団デジタル無線配備事業費	1,063			1,000	63	備品購入費(携帯型デジタル簡易無線機) (財源) ・コミュニティ助成事業助成金 1,000
	防災備蓄品等整備事業費	5,330				5,330	消耗品費、食糧費、備品購入費
	自主防災組織育成事業費	486				486	講師謝金、補助金(設立促進助成金8地区分)
	【新規】 ※資料16 防災ハザードマップ整備事業費	10,274				10,274	防災マップ改定委託料
	防災対策事業費	15,468				15,468	消耗品費、防災設備移設委託料、防災士資格 取得補助金
	【新規】 ※資料18 地区防災計画策定事業費	3,982	1,810			2,172	地区防災計画作成支援業務委託料 (財源) ・県補助金 1,810
10	【新規】 事務局管理費	344				344	健康診断委託料(ピロリ菌検査)
	語学指導外国青年招致事業費(臨時分)	8,222				8,222	(H30～)ALT2人増員 非常勤職員報酬、借上料、自治体国際化協会 負担金ほか
	幼・保・小・中・高連携事業費	100			100		消耗品費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【拡充】 授業改善アドバイザー活用 事業費	1,200				1,200	(H30～) 報償金
	教育長人件費	3,275				3,275	退職手当
	【新規】 小学校維持管理費	5,218				5,218	エアコン設置による光熱費 燃料費、電気料
	【新規】 小学校維持管理費	150				150	緊急災害用職員室内テレビ設置による受信料 (10校)
	※資料19 【新規】 小学校維持管理費	768				768	小学校防犯カメラ借上料(10校×1台)
	【新規】 小学校施設改修費	1,124				1,124	緊急災害用職員室内テレビ設置(8校) 修繕費、備品購入費
	小学校振興費	2,530				2,530	準要保護児童就学援助費(その他) 新入学生用品費(H32年度入学分)
	【拡充】 小学校特別支援教育支援 員	31,512				31,512	H30から小学校への配置増員 +4人、+5,798(対H30当初予算比)
	学校司書配置事業費	7,235				7,235	(H29補正～) 非常勤職員報酬、健康労働保険料
	コミュニティ・スクール推進事 業費	150				150	学校運営協議会委員報酬
	※資料20 【拡充】 小学校ICT環境整備事業費	35,927				35,927	デジタル教科書、無線アクセスポイント設置委託 料、借上料ほか
	中学校維持管理費	4,035				4,035	エアコン設置による光熱費 燃料費、電気料
	【新規】 中学校維持管理費	45				45	緊急災害用職員室内テレビ設置による受信料 (3校)
	中学校振興費	4,592				4,592	準要保護生徒就学援助費(その他) 新入学生用品費(H32年度入学分)
	【新規】 中学校施設改修費	343				343	緊急災害用職員室内テレビ設置(3校) 修繕費、備品購入費
	中学校特別支援教育支援 員	11,300				11,300	支援員(H30年度と同数)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	英語検定チャレンジ事業費	3,911			3,911		消耗品費、手数料 (財源) ・ 準会場経費 324 ・ 子ども未来基金繰入金 3,587
	※資料21 【拡充】 中学校ICT環境整備事業費	13,776				13,776	フィルタリングシステム構築委託料、無線アクセ スポイント設置委託料、借上料
	【新規】 社会教育振興費	151				151	社会教育主事研修経費 旅費、消耗品費、駐車料
	【拡充】 文化財保護費	1,387				1,387	風流節頭保存会補助金(前年度 937)
	文化財保存整備事業費	228				228	非常勤職員報酬、旅費
	民俗文化財伝承・活用等事 業費	3,011	1,504			1,507	(H30～) 非常勤職員報酬、報償金、費用弁償ほか (財源) ・ 国庫補助金 1,504
	国際交流員招致事業費	5,215				5,215	(H29補正～) 非常勤職員報酬、健康労働保険料、借上料ほ か
	国重要文化財建造物保存 修理事業費	736	405			331	万田坑重文建造物修理工事情報発信委託料 (財源) ・ 国庫補助金 368 ・ 県補助金 37
	学校支援地域本部事業費 (拡充分)	2,225				2,225	講師謝金、普通旅費、消耗品費、保険料
	地域未来塾事業費	4,060	902			3,158	講師謝金、普通旅費、消耗品費、保険料 (財源) ・ 県補助金 902
	【新規】 図書館管理費	7,826				7,826	図書館システム構築業務委託料
	青少年防犯パトロール強化 事業費	1,739				1,739	専任指導員報酬、健康労働保険料、費用弁償
	宮崎兄弟の生家おもてなし 向上事業費	1,039				1,039	非常勤職員報酬、健康労働保険料
	※資料22 【拡充】 孫文記念館交流事業費	3,001				3,001	普通旅費、印刷製本費、共同報告書発刊記念 イベント運営委託料ほか
	【新規】 県民体育祭事業費	1,790				1,790	開催市負担金
	※資料23 【新規】 あらお子どもスポーツ教室事 業費	3,459				3,459	非常勤職員報酬、カリキュラム作成委託料、備 品購入費ほか

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	【新規】 県民体育祭に伴う運動公園 施設関連経費	3,308				3,308	消耗品費、備品購入費
	給食センター管理費	96,051			19,840	76,211	(H28～) 給食センター調理・配送等業務委託料 (財源) ・長洲町学校給食受託事業費 19,840
	学校給食費無償化事業費	116,030				116,030	(H29～) 学校給食費無償化補助金
	給食センター管理費(臨時 及び非常勤職員雇用)	1,972				1,972	(H30～) 栄養士臨時職員賃金、健康労働保険料
	給食センター整備推進事業 費	15,464				15,464	普通旅費、基本構想・基本計画の策定及びPFI 導入可能性調査業務委託料
12 公 債 費	H23第三セクター等改革推 進債元利償還金	138,244				138,244	H24から10年間



## 投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(H30)		増減額・率		
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
		国県支出金	地方債	その他						
1 普通建設事業 (7) + (イ)	(1,885,806)	(698,699)	(540,100)	(87,803)	(559,204)			424,463	94,986	
	2,310,269	797,778	812,500	45,801	654,190	1,885,806	559,204	22.5%	17.0%	
内 訳	(7) 補助事業	(1,111,096)	(676,208)	(363,960)	(4,419)	(66,509)			243,005	1,699
	(イ) 単独事業	1,354,101	788,078	492,190	5,625	68,208	1,111,096	66,509	21.9%	2.6%
2 災害復旧事業	(774,710)	(22,491)	(176,140)	(83,384)	(492,695)			181,458	93,287	
	956,168	9,700	320,310	40,176	585,982	774,710	492,695	23.4%	18.9%	
合計 (1 + 2)	(5,201)				(5,201)			3,419	3,419	
	8,620				8,620	5,201	5,201	65.7%	65.7%	
合計 (1 + 2)	(1,891,007)	(698,699)	(540,100)	(87,803)	(564,405)			427,882	98,405	
	2,318,889	797,778	812,500	45,801	662,810	1,891,007	564,405	22.6%	17.4%	

( )書:前年度数値

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳				説明 (積算の基礎等)
					特定財源			一般財源	
					国庫支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護基盤緊急整備特別事業費	64,000	64,000	県10/10	64,000				介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 32,000千円×2か所 (財源) ・県補助金 64,000
	介護予防拠点整備事業費	42,500	42,500	県10/10	42,500				介護予防拠点整備事業補助金 8,500千円×5か所 (財源) ・県補助金 42,500
	放課後児童クラブ施設整備費	19,921	19,921	国1/2 県1/8 市1/8	16,601			3,320	荒尾中央学童クラブ増設工事 (財源) ・国補助金 13,281 ・県補助金 3,320
	【新規】※資料9 小規模保育所整備事業費	63,093	63,093	国2/3 市1/12 事業者1/4	56,083			7,010	地域型保育事業のうち小規模保育所整備 (財源) ・国補助金 56,083
	計	189,514	189,514		179,184			10,330	
4 衛生費	市町村母子保健事業費	1,183	1,183	国2/3	788			395	母子保健副本登録対応システム改修委託料 (財源) ・国庫補助金 788
	合併処理浄化槽設置補助事業費	17,514	17,514	国1/3 県1/3未満	9,244			8,270	45基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 3,406
	計	18,697	18,697		10,032			8,665	
6 農林水産業費	県営川登地区圃場整備事業負担金	10,125				4,000	5,625	500	県負担金 (財源) ・地元負担金 5,625 ・農業基盤整備事業債 4,000
	計	10,125				4,000	5,625	500	
7 商工費	世界遺産修復・公開・活用事業費	30,678	30,678	国50/100 県5/100	16,871	12,400		1,407	橋梁補修設計委託、選炭場表示壁工事ほか (財源) ・国庫補助金 15,338 ・県補助金 1,533 ・観光施設整備事業債 12,400
	計	30,678	30,678		16,871	12,400		1,407	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	150,000	150,000	国55/100	82,500	60,750		6,750	委託料、工事請負費L=340.5m (財源) ・国庫補助金 82,500 ・道路橋梁事業債 60,750
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	85,239	85,239	国55/100	46,881	34,520		3,838	委託料、工事請負費L=130m、用地取得費、家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 46,881 ・道路橋梁事業債 34,520
	社会資本整備総合交付金事業費(西原桜町線)	18,000	18,000	国55/100	9,900	7,290		810	工事請負費L=60m (財源) ・国庫補助金 9,900 ・道路橋梁事業債 7,290
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	30,000	30,000	国55/100	16,500	12,150		1,350	委託料、工事請負費L=50m、用地取得費 (財源) ・国庫補助金 16,500 ・道路橋梁事業債 12,150
	社会資本整備総合交付金事業費(貝塚本村線)	3,500	3,500	国50/100	1,750	1,570		180	工事請負費L=50m (財源) ・国庫補助金 1,750 ・道路橋梁事業債 1,570
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(毘沙門四反田線)	38,000	38,000	国50/100	19,000	17,100		1,900	工事請負費L=1,148m (財源) ・国庫補助金 19,000 ・道路橋梁事業債 17,100

※は別紙に事業シート有

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁補修)	16,000	16,000	国55/100	8,800	6,400		800	委託料(財源) ・国庫補助金 8,800 ・道路橋梁事業債 6,400
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)	250,000	250,000	国50/100	125,000	112,500		12,500	工事請負費L=400m(財源) ・国庫補助金 125,000 ・海岸保全事業債 112,500
	公園施設長寿命化対策事業費	94,000	94,000	国50/100	47,000	41,810		5,190	工事請負費(北五反田公園ほか6か所)(財源) ・国庫補助金 47,000 ・都市公園事業債 41,810
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	16,469	16,469	(耐震診断) 国1/3 (緊急輸送) 国1/3 (がけ地) 県1/6 (耐震設計) 国1/2 (耐震改修) 国1/3 (建替工事) 国11.5% (シエルター) 国11.5% 国1/4 県1/4 (総合支援) 国2/5 県2/5	14,091			2,378	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 緊急輸送道路沿動建築物耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金 戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 戸建木造住宅総合支援事業補助金(財源) ・国庫補助金 8,072 ・県補助金 6,019
	公営住宅ストック総合改善事業費	191,215	191,215	国50/100	95,604	95,600		11	外壁調査・設計委託(桜山団地、中央区団地)、工事請負費(ひばりヶ丘団地、中央区団地、桜山団地)(財源) ・国庫補助金 95,604 ・公営住宅建設事業債 95,600
	計	892,423	892,423		467,026	389,690		35,707	
10 教育費	国重要文化財建造物保存修理事業費	172,664	172,664	1/2	94,965	69,900		7,799	設計及び監理委託料、保存修理工事等(財源) ・国庫補助金 86,332 ・県補助金 8,633 ・社会教育施設整備事業債 69,900
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	40,000	40,000	1/2	20,000	16,200		3,800	運動公園トイレ水洗化工事(財源) ・国庫補助金 20,000 ・都市公園事業債 16,200
	計	212,664	212,664		114,965	86,100		11,599	
	合計	1,354,101	1,343,976		788,078	492,190	5,625	68,208	

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	議会管理費	1,034				1,034	備品購入費(会議用テーブル等)
	計	1,034				1,034	
2 総 務 費	庁舎維持管理費	4,692				4,692	プレハブリース料
	庁舎施設改修費	3,918				3,918	屋外喫煙所設置工事
	普通財産施設改修費	3,456				3,456	旧きぼうの家解体工事
	情報対策推進事業費	1,545		1,500		45	文化センターフリーWi-Fi環境整備初期構築委託、光回線構築委託 (財源) ・防災施設整備事業債 1,500
	荒尾総合文化センター施設改修費	12,076				12,076	電気室真空遮断器更新、東出入口ドア修繕、大ホールインカム装置更新
	【新規】 ※資料4 子ども科学館リニューアル事業費	7,143				7,143	備品購入費(デジタルコンテンツ投影機材)
計	32,830		1,500		31,330		
3 民 生 費	ふれあい福祉センター施設改修費	1,378				1,378	照明機器修繕
	清里保育園施設改修費	2,000				2,000	フェンス修繕
	計	3,378				3,378	
4 衛 生 費	市町村母子保健事業費	1,134				1,134	備品購入費(エルクレーブ)
	保健センター施設改修費	1,664				1,664	窓及びドア硝子押さえビート取替工事
	【新規】 荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費	1,807	687			1,120	くまもとフリーWi-Fi設備構築工事、センター専用回線工事 (財源) ・県補助金 687
	斎場施設改修費	2,646				2,646	備品購入費(エアコン)
	リレーセンター施設改修費	14,234				14,234	コンパクトラムシリンダオーバーホール整備、横移動装置バット交換整備、埋込設置型トラススケール部品交換、中継棟屋上防水改修

※は別紙に事業シート有

( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	し尿処理費	1,141				1,141	備品購入費(パソコン)
	松ヶ浦環境センター 施設改修費	48,807				48,807	硝化脱窒膜分離装置B号機用膜更新ほか
	計	71,433	687			70,746	
6 農 林 水 産 業 費	農漁業生産施設助 成金	7,200				7,200	道路、水路
	土地改良施設維持 管理適正化事業費	830				830	浦川排水機場補修負担金
	有明海活性化対策 事業補助金	5,500				5,500	補助金
	水産基盤整備交付 金事業(漁港漁場整 備分)補助金	1,601	1,601				補助金 (財源) ・県補助金 1,601
	産学官連携エコシ テムによる恵みの海 「有明海」活性化事 業費	2,820	1,410			1,410	改造委託料、備品購入費(テラー) (財源) ・地方創生推進交付金 1,410
	計	17,951	3,011			14,940	
7 商 工 費	プロローグ広場施設 改修費	1,153			1,153		プロローグ広場内区画線修繕等 (財源) ・駐車場使用料 1,153
	観光施設改修費	1,998				1,998	平山観光トイレ屋根・外壁補修
	世界遺産修復・公 開・活用事業費	17,527	1,500			16,027	橋梁補修設計委託、専用鉄道敷跡アクセス 通路工事、用地取得費ほか (財源) ・県補助金 1,500
	工業団地土地賃貸 事業費	21,113			17,167	3,946	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 17,167
	【新規】 荒尾干潟水鳥・湿地 センター誘客PR事 業費	3,005	1,502			1,503	荒尾干潟誘導サイン看板設置工事 (財源) ・県補助金 1,502
	計	44,796	3,002		18,320	23,474	

※は別紙に事業シート有

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	道路施設改修費	45,000				45,000	工事請負費(貝塚本村線側溝改良工事、中央東8号線側溝改良工事、貝塚尾田峰線外1件側溝改良工事、深瀬山線舗装改修工事)
	集落道路改良事業費	19,000				19,000	集落道路改良工事(中央北区、金山上区)
	道路改良事業費	17,758		10,520		7,238	用地取得費、社会資本整備(道路)事務費等(財源) ・道路橋梁事業債 10,520
	交通安全施設整備事業費	9,000				9,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	川登川護岸整備事業費	82,500		74,200		8,300	護岸整備工事(財源) ・河川事業債 74,200
	海岸堤防事業費	12,500		11,200		1,300	社会資本整備(海岸堤防)事務費(財源) ・海岸保全事業債 11,200
	競馬場跡地工事請負費	20,000			20,000		解体工事費(財源) ・特別会計繰入金 20,000
	公園長寿命化対策事業費	6,446		5,690		756	社会資本整備(都市公園)事務費(財源) ・都市公園事業債 5,690
	街路計画事業費	2,128				2,128	赤田腹赤線概略設計委託料
	公園整備事業費	1,509				1,509	住吉緑地落石防護壁設置工事、原材料費
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000	3,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助(財源) ・県補助金 3,000
	公営住宅ストック総合改善事業費(単独分)	13,104				13,104	工事請負費(ひばりヶ丘団地、中央区団地、桜山団地)の補助対象外経費
計	231,945	3,000	101,610	20,000	107,335		

( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	消防施設新設費	7,651		6,600		1,051	防火水槽新設工事、格納庫撤去工事 (財源) ・消防施設整備事業債 6,600
	防災対策事業費	744		700		44	備品購入費(映像伝達用モニター) (財源) ・防災施設整備事業債 700
	【新規】 ※資料17 防災情報伝達システム 設備整備事業費	223,520		204,800		18,720	災害時情報伝達システム設計・施工業務委 託 (財源) ・防災施設整備事業債 204,800
	計	231,915		212,100		19,815	
10 教 育 費	事務局管理費	1,250				1,250	備品購入費(軽トラック)
	小学校施設改修費	81,145		3,400		77,745	平井小学校法面改修調査設計委託 24,266 小学校LED設置調査設計委託 14,065 小学校放送設備更新工事 6,595 第一小学校トイレ改修工事 4,655 第一小学校西側玄関前排水対策工事 3,371 第一小学校駐車場整備工事 28,193 (財源) ・第一小学校トイレ改修事業債 3,400
	【拡充】 ※資料19 小学校ICT環境整備 事業費	15,769				15,769	ICTモデル校備品購入費
	中学校施設改修費	480				480	第三中学校体育館LED設置調査設計委託
	中央公民館施設改 修費	1,856				1,856	体育室床改修費
	【新規】 県民体育祭に伴う運 動公園施設関連経 費	43,999		1,700		42,299	体育センタートイレ洋式化改修 1,958 野球場内野改修工事 9,336 陸上競技場走路整備工事 15,821 ソフトボール球場内野整備工事 16,884 (財源) ・体育センタートイレ改修事業債 1,700
	給食施設改修事業 費	8,615			1,856	6,759	給食配送車購入費 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 1,856
	給食センター整備推 進事業費	167,772				167,772	建設用地内雨水管渠移設工事 81,482 増永緑ヶ丘線乗入口移設工事 4,290 建設用地取得費 50,000 建設用地内建物等補償費 32,000
計	320,886		5,100	1,856	313,930		
合 計	956,168	9,700	320,310	40,176	585,982		

※は別紙に事業シート有

( 災害復旧事業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
11 災 害 復 旧 費	農林災害復旧費	1,000				1,000	修繕費、手数料、測量委託料
	土木災害復旧費	7,620				7,620	測量委託料、工事請負費ほか
	計	8,620				8,620	
	合 計	8,620				8,620	



## 特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (H30)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	655,656	302,229			353,427	660,043	△ 4,387
介護保険 (保険事業勘定)	881,914	10,486			871,428	826,932	54,982
後期高齢者医療	241,727	151,689			90,038	247,268	△ 5,541
南新地土地区画整理事業	168,194				168,194	144,485	23,709
計	1,947,491	464,404			1,483,087	1,878,728	68,763

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料1

①新規・拡充	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 01一般管理費				
事業名	熊本県電子入札共同利用システム導入事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針						所管部局	契約検査室
本年度予算額	3,032千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							3,032千円	
目的・趣旨	平成17年度から熊本県と県内市町村で電子入札システムを共同運用することが決定し、平成30年4月1日現在で19市町(10市9町)が参加している。同システムに参加し、電子入札を実施することにより、市においては入札業務の効率化、入札手続の透明性・公正性の向上が見込まれ、入札参加者においては入札のための交通費や移動時間等の入札参加コストの削減が見込まれる。							
事業概要等	<p>電子入札システム開発に係る経費及び同システム運用に係る経費を負担する。また、電子入札の実施に当たり、事業者に対する説明会や電子入札システムへの対応が困難な事業者に対して個別にフォローを行い、平成31年度中の稼働を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札共同運用開発負担金 2,387 千円</li> <li>・電子入札共同運用負担金 645 千円</li> </ul>							
主な特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料2

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費		
事業名	オンデマンド型相乗りタクシー実証実験(地域公共交通活性化事業費)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」					所管部局	政策企画課	
本年度 予算額	7,560千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							7,560千円		
目的・趣旨	平成30年度に実施したあらお相乗りタクシーの実証実験結果を踏まえ、利用料金や運行範囲について検討し、①商業化の可能性、②本市の公共交通空白地域解消の可能性、③非効率な路線バスの代替手段としての可能性を探るため、改めて本実証事業を行う。								
事業概要等	<p>平成30年度に実施したあらお相乗りタクシーの実証実験の結果を踏まえた上で、利用料金及び運行範囲について検討し、期間を延長して実証実験を行う。</p> <p>現在、タクシー業の相乗りは法律で認められていないが、2020年の東京オリンピックでのタクシー不足などの懸念から、国の未来投資会議にて相乗り解禁に向けた検討が行われている状況である(平井・府本地区で運行している乗合タクシーはダイヤ等を設定しバス事業の一環であることから認められている。)</p> <p>相乗り解禁の法改正時に迅速に本事業を導入することができるよう、実用化に向けた実証実験を行う。</p> <p style="text-align: right;">・地域公共交通活性化協議会負担金 7,560 千円 (うちオンデマンド型相乗りタクシー実証実験分)</p>								
主な 特定財源									

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料3

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費											
事業名	RPA(ロボットによる業務自動化)導入事業費																	
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針						所管部局	政策企画課										
本年度予算額	6,464千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源											
							6,464千円											
目的・趣旨	<p>市民サービスの向上のためには、より市民と接する機会の確保や、より政策的な業務への時間の確保が必要であるが、定型的な業務に時間を要している。また、単純作業におけるミスも起こっている。RPAを導入することにより、①市民と接する機会の確保、②政策的な業務に取り組む時間の確保、③業務への職員従事時間の短縮、④業務の平準化、⑤職員配置の適正化、⑥ミスの防止を図る。</p> <p>※RPAとは、人がパソコンで行う定型業務を、自動的に処理を行うソフトウェア型ロボットのことである。国内の民間企業や近年では自治体の導入も増えている。RPAは、データの転記ミスが生じないためミスの防止も図れる。</p>																	
事業概要等	<p>平成30年度から検証事業を行っている業務について、RPAの本導入を行い、自動化することにより業務の効率化を図る。また、新たにRPAを導入する業務の拡大に努めていく。また、封入封緘機能付カラープリンターを導入し、RPAとの連携による通知物の封入封緘作業まで含めた自動化を図る。なお、同プリンターについては、プリンター単独でも業務の効率化が可能なため全庁的な利用を促進する。</p> <p>○RPA導入効果試算          ふるさと納税業務 年間削減時間 64,000分(平成31年度見込件数8,000件、1件当たり処理時間8分で算定)          年間削減金額 2,837,334円(人件費2,660円/時換算)</p> <p>○封入封緘機能付カラープリンター効果試算          年間対象予定件数 29,280件(国保特定健診、ふるさと納税、児童手当現況届、税業務等)          年間削減金額 3,579,191円          年間経費(リース料、保守料等) 2,503,653円          収支1,075,538円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">390 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">649 千円</td> </tr> <tr> <td>・RPA(ロボットによる業務自動化)導入構築委託料</td> <td style="text-align: right;">3,570 千円</td> </tr> <tr> <td>・封入封緘機能付カラープリンター保守委託料</td> <td style="text-align: right;">437 千円</td> </tr> <tr> <td>・封入封緘機能付カラープリンターリース料</td> <td style="text-align: right;">1,418 千円</td> </tr> </table>								・普通旅費	390 千円	・一般消耗品費	649 千円	・RPA(ロボットによる業務自動化)導入構築委託料	3,570 千円	・封入封緘機能付カラープリンター保守委託料	437 千円	・封入封緘機能付カラープリンターリース料	1,418 千円
・普通旅費	390 千円																	
・一般消耗品費	649 千円																	
・RPA(ロボットによる業務自動化)導入構築委託料	3,570 千円																	
・封入封緘機能付カラープリンター保守委託料	437 千円																	
・封入封緘機能付カラープリンターリース料	1,418 千円																	
主な特定財源																		

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料4

⑧新規・拡充	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 09文化振興費																											
事業名	子ども科学館リニューアル事業費																														
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで育む「人づくり」				所管部局	政策企画課																								
本年度予算額	42,338千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																								
						7,425千円	34,913千円																								
目的・趣旨	<p>子ども科学館は、科学の原理・原則を説明する装置の展示を中心に構成されている。開館から30年以上が経過し、展示品の老朽化と内容の陳腐化により、来館者が年間3,000人程度と低迷している。</p> <p>子ども科学館本体(構造上)の大規模な改修は行わず、施設内部のソフト面を中心とした改修により、先進的なデジタル投影作品を導入することで、施設の魅力を向上させ、来場者の増加及び利用者の満足度向上を図る。</p>																														
事業概要等	<p>子どものための施設というコンセプトは継続しながら、施設の有効活用を図るため、現展示物の撤去を行い、デジタル投影作品を導入することにより、子どもの空間把握力、表現力の発揮、テクノロジーへの興味、次元の違いへの理解などを育む。</p> <p>入場料 中学生以上700円、3歳以上小学生以下300円、3歳未満無料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・非常勤職員報酬</td> <td style="text-align: right;">3,168 千円</td> </tr> <tr> <td>・健康労働保険料</td> <td style="text-align: right;">347 千円</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">570 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">75 千円</td> </tr> <tr> <td>・通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">314 千円</td> </tr> <tr> <td>・スクリーン造作・暗幕設置業務委託料</td> <td style="text-align: right;">1,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・既存展示物撤去業務委託料</td> <td style="text-align: right;">4,644 千円</td> </tr> <tr> <td>・セットアップ・調整委託料</td> <td style="text-align: right;">486 千円</td> </tr> <tr> <td>・機材設置委託料</td> <td style="text-align: right;">3,195 千円</td> </tr> <tr> <td>・デジタルコンテンツ導入委託料</td> <td style="text-align: right;">17,712 千円</td> </tr> <tr> <td>・ライセンス月額使用料</td> <td style="text-align: right;">3,444 千円</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費</td> <td style="text-align: right;">7,383 千円</td> </tr> </table>							・非常勤職員報酬	3,168 千円	・健康労働保険料	347 千円	・普通旅費	570 千円	・一般消耗品費	75 千円	・通信運搬費	314 千円	・スクリーン造作・暗幕設置業務委託料	1,000 千円	・既存展示物撤去業務委託料	4,644 千円	・セットアップ・調整委託料	486 千円	・機材設置委託料	3,195 千円	・デジタルコンテンツ導入委託料	17,712 千円	・ライセンス月額使用料	3,444 千円	・備品購入費	7,383 千円
・非常勤職員報酬	3,168 千円																														
・健康労働保険料	347 千円																														
・普通旅費	570 千円																														
・一般消耗品費	75 千円																														
・通信運搬費	314 千円																														
・スクリーン造作・暗幕設置業務委託料	1,000 千円																														
・既存展示物撤去業務委託料	4,644 千円																														
・セットアップ・調整委託料	486 千円																														
・機材設置委託料	3,195 千円																														
・デジタルコンテンツ導入委託料	17,712 千円																														
・ライセンス月額使用料	3,444 千円																														
・備品購入費	7,383 千円																														
主な特定財源	子ども科学館入場料 7,425千円																														

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料5

新規・拡充	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 13男女共同参画推進費			
事業名	イクボス推進事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針					所管部局	総務課
本年度予算額	200千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							200千円
目的・趣旨	<p>「イクボス」は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジである「働き方改革」の推進の要とも言われている。誰もが最大限の力を発揮できる職場環境を作り、組織の財産となる優秀な人材を確保し、流出させないための手段の一つとして「イクボス」を推進していく。職員自らが経営戦略としての「イクボス」の必要性を理解し、意識の統一を図ることで、一人一人が主体的に動き、イノベーションが生まれる職場作りを目指す。</p> <p>また、職場環境の改善に取り組むことで、仕事と家庭の両立不安と超過勤務の増加を理由に昇進したくないと考える職員数を減少させる。</p>						
事業概要等	<p>「イクボス」とは、職場で共に働く部下・同僚のワークライフバランス(仕事と家庭の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことを指す。イクボスを推進していくためには、部下のフォローシップが不可欠であり、上司の意識が変わることと同時に、部下もそれを受け止める力を身につける必要がある。</p> <p>平成31年度から3か年事業として、イクボス研修(1年目:特別職を含めた課長補佐以上を対象、2年目:係長級以上を対象、3年目:全職員を対象)を実施する。講師は、イクボスの第一人者で「イクボス」の定義を作り、内閣府及び文部科学省の委員であり、行政、企業等で多数の講演実績があるNPO法人ファザーリング・ジャパン理事及びNPO法人コヂカラ・ニッポン代表の川島高之氏に依頼予定である。</p> <p style="text-align: center;">・講師謝金 <span style="float: right;">200 千円</span></p>						
主な特定財源							

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料6

新規(拡充)	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 16防犯対策費				
事業名	地域防犯施設整備事業費(防犯カメラ設置)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」					所管部局	くらしいきいき課
本年度 予算額	715千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							715千円	
目的・趣旨	平成29年度に2か所設置している防犯カメラの設置箇所を拡充することで、犯罪企図者への抑止力となり、犯罪が起きにくい安全で安心な地域づくりを図る。							
事業概要等	<p>平成31年度は、市内20か所に防犯カメラを設置(5年リース)する。設置箇所については、荒尾市少年指導センターの各地区員や荒尾警察署の意見等を参考に市で総合的に判断する。</p> <p>・その他機器借上料 715 千円</p>							
主な 特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料7

<p>①新規・拡充</p>	<p>予算</p>	<p>款 02総務費</p>	<p>項 03戸籍住民基本台帳費</p>	<p>目 01戸籍住民基本台帳費</p>			
<p>事業名</p>	<p>本人通知制度システム整備事業費</p>						
<p>重点戦略『あらお未来プロジェクト』</p>	<p>戦略方針</p>					<p>所管部局</p>	<p>市民課</p>
<p>本年度予算額</p>	<p>3,024千円</p>	<p>財源内訳</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>県支出金</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
							<p>3,024千円</p>
<p>目的・趣旨</p>	<p>平成20年に住民基本台帳法及び戸籍法が改正されたことにより、住民票の写しや戸籍謄本等(以下「住民票の写し等」という。)を取得する際は本人確認書類の提示が義務化され、住民票の写し等を不正に取得した場合の罰則が強化された。 しかし、法改正後も元行政書士等による大規模な住民票の写し等の不正取得事件が発覚しており、法令による対応だけでなく、各自治体においても独自の対応が求められている状況であることから、本人通知制度を整備し、第三者による住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害防止を図る。</p>						
<p>事業概要等</p>	<p>本人通知制度とは、第三者からの請求により住民票の写し等を交付した場合に、交付したという事実を本人に通知する制度である。 本事業では、事前に通知を希望した住民票の写し等に記載の本人に対し、住民情報システム及び戸籍システムで通知を行うことを可能とするために、住民情報システム改修及び戸籍システムソフトウェア導入を行う。</p> <p>・本人通知制度システム整備委託料 3,024 千円</p>						
<p>主な特定財源</p>							



【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料8

⑨新規・拡充	予算	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 15障害者地域生活支援事業費			
事業名	障がい者への理解促進・啓発事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで築く「安心づくり」			所管部局	福祉課	
本年度予算額	100 千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			50 千円	25 千円			25 千円
目的・趣旨	障がい者を取り巻く環境において、法整備等が進んだことで各種サービスなどは利用しやすくなっているが、障がい等への理解がないことで、障がい者が嫌な思いをすることがあるのも現状である。これまで、障がい者週間(12月3日～9日)に合わせて広報あらおでの特集記事掲載などを行ってきたが、『障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり』を更に推進するために、障がい者に対する正しい理解の促進と啓発を進める事業を実施する。						
事業概要等	<p>○市職員(ゼロ予算) 職員研修実施 年1回(午前・午後の2回予定) ※今後も毎年継続予定、数年で全職員受講を目標 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」に依頼予定 ※県委託事業のため費用負担不要</p> <p>○市民 市のイベントにおいて、障がい者の理解促進・啓発ブースを新設予定 ※毎年継続実施予定 若干の消耗品費を想定(平成31年度は、発達障がいの感覚過敏の体験などを検討)</p> <p>○事業者(平成31年度は印刷製本費) 言葉で意思を伝えることが難しい人の支援となるツール「コミュニケーションボード」を作成し、公共施設、店舗、病院等に配布し、活用を依頼する。障がい特性、利用方法の説明を行い、効果的に活用できる方法を検討して推進していく。ボードの説明や設置している店舗等を紹介することで、障がいの特性に対する理解や配慮が広がるよう取組を進めていく。 ※ボードは5年前に寄附金で作成し病院、店舗等に配布しているが、その後のフォロー等が不十分であった。 今後も継続して活用していただける制度設計を検討していく。 作成は、障がい者就労施設に依頼予定(障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進)</p> <p style="text-align: center;">・印刷製本費 <span style="float: right;">100 千円</span></p>						
主な特定財源	障がい者への理解促進・啓発事業費国庫補助金 50千円(1/2以内) 障がい者への理解促進・啓発事業費県補助金 25千円(1/4以内)						

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料9

⑨新規・拡充	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 01児童福祉総務費			
事業名	小規模保育所整備事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで育む「人づくり」				所管部局	子育て支援課
本年度予算額	63,093千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			56,083千円				7,010千円
目的・趣旨	近年の少子化にもかかわらず保育ニーズは高まっている。本市では平成24年度から待機児童が発生しており、平成30年度4月時点で18人発生している。地域型保育事業のうち小規模保育所(民設公募)を1か所整備することで、0～2歳児の保育の受皿確保方を強化する。						
事業概要等	<p>地域型保育事業のうち小規模保育所(利用定員0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人)の整備について、補助を行う。補助率は補助基準額の3/4(国2/3、市1/12)、事業者負担1/4。なお、工事の着工から完成までは6か月程度要するため、平成30年度及び平成31年度の2か年で事業を実施する。平成30年度において設置運営事業者の公募・決定、工事着工済みであり、平成31年度中に開所予定である。</p> <p>・保育所施設整備補助金 63,093 千円</p>						
主な特定財源	保育所等整備交付金(国庫補助) 56,083千円						

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料10

新規・ <b>拡充</b>	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 03母子福祉費			
事業名	ひとり親家庭等医療費助成拡充事業						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで育む「人づくり」				所管部局	子育て支援課
本年度予算額	1,013千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							1,013千円
目的・趣旨	ひとり親家庭等の子の医療費について、全額公費助成を行い、経済状況の苦しい家庭における経済的負担の軽減を図る。						
事業概要等	<p>児童扶養手当の受給対象となるひとり親家庭等の子(満18歳となる年度まで)を対象とし、外来・入院共に医療費の全額を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等医療費システム改修委託料 814 千円</li> <li>・ひとり親家庭等医療費 199 千円</li> </ul> <p>(平成ベースは約2,000千円の見込み)</p>						
主な特定財源							

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料11

⑨新規・拡充	予算	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	03予防費	
事業名	2歳児歯科健診事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで築く「安心づくり」					所管部局	すこやか未来課
本年度 予算額	697千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							697千円	
目的・趣旨	<p>子どものむし歯は年々減少傾向にあるものの、本市においては、1歳6か月児健診から3歳児健診までの期間におけるむし歯有病者率や一人平均むし歯本数の増加が著しく、県平均と比べると高く、有明保健所管内ではワースト1～2位という状況にある。また、幼児から児童生徒までの各年齢層のむし歯有病者率等もなかなか減少できない状況であり、幼少期に特に急増している。</p> <p>現在、2歳代では健診がなく、かかりつけ歯科を持つ家庭も少ない時期であることから、歯科健診、フッ素塗布及びブラッシング指導等を行うことで、むし歯予防等について保護者への注意喚起を図る。</p> <p>また、1歳6か月児健診後に幼児及び保護者に会う機会を設けることで、きめ細かな支援を行うことができ、母子保健事業の充実を図ることができる。</p>							
事業概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：2歳児とその保護者等</li> <li>・実施方法：月1回の集団健診（誕生月ごとに対象児を設定）</li> <li>・実施場所：保健センター</li> <li>・内容：①身体計測：看護師等による身長体重計測                  ②歯科健診：歯科医師によるむし歯の有無やかみ合わせ等の診察、希望者へのフッ素塗布                  ③歯科指導：歯科衛生士によるブラッシング指導等                  ④育児・発達相談：保健師及び心理士による相談等                  ⑤栄養相談：栄養士による相談等</li> <li>・周知方法：郵送による個別通知</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤職員報酬 317 千円</li> <li>・ 母子保健推進員報償金 41 千円</li> <li>・ 一般消耗品費 89 千円</li> <li>・ 郵便料 46 千円</li> <li>・ 歯科医師委託料 204 千円</li> </ul>							
主な 特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料12

新規(拡充)	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 03予防費													
事業名	予防接種費(高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌感染症予防接種事業)																
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで築く「安心づくり」			所管部局	すこやか未来課											
本年度 予算額	3,913千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源										
						1,446千円	2,467千円										
目的・趣旨	<p>予防接種法等に基づき、病原体に対して免疫を持たない者に対する感染予防、発症予防、重症化予防及び感染症のまん延予防等を目的として予防接種事業を実施しているが、市民の免疫水準を維持するためには一定の接種率を確保することが重要であり、接種率向上のための取組が求められている。</p> <p>健康長寿社会を目指すための高齢者施策として、予防接種に係る自己負担金の減額を行うことにより、高齢者の経済的負担の軽減と接種率向上を図ることにより感染症を予防し、高齢者の生命と健康を守る。</p>																
事業概要等	<p>高齢者インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について、自己負担額を引き下げる。 また、高齢者肺炎球菌感染症予防接種については、予防接種法等における対象者は「65歳の者」とされているが、定期接種開始時に66歳以上の者に対しても1回の接種機会を提供するために、平成26年度から平成30年度までの経過措置として、各年度内に70歳から100歳までの5歳刻みの年齢となる者も接種対象とされていたが、更なる接種率向上を目的に当該経過措置に引き続き、平成31年4月1日から5年間延長された。</p> <p>(事業概要)</p> <p>1 高齢者インフルエンザ予防接種          ・対象者: 65歳以上の者(一部、60~64歳の身体障害者手帳1級所持者を含む。)          ・接種期間: 毎年10月から12月末まで          ・接種場所: 市内及び大牟田市内医療機関、熊本県予防接種広域化参加医療機関          ・自己負担額: 1,000円(平成30年度まで1,700円)</p> <p>2 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種          ・対象者: 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者(一部、60~64歳の身体障害者手帳1級所持者を含む。)          ・接種期間: 通年          ・接種場所: 市内医療機関、熊本県予防接種広域化参加医療機関          ・自己負担額: 3,000円(平成30年度まで3,500円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">自己負担額引下げに伴う影響額(歳入減額相当分)</td> <td style="text-align: right;">6,718 千円</td> </tr> <tr> <td>高齢者肺炎球菌感染症予防接種経過措置延長に伴う経費</td> <td style="text-align: right;">3,913 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">2 千円</td> </tr> <tr> <td>・成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託料</td> <td style="text-align: right;">3,868 千円</td> </tr> <tr> <td>・成人用肺炎球菌広域化委託料</td> <td style="text-align: right;">43 千円</td> </tr> </table>							自己負担額引下げに伴う影響額(歳入減額相当分)	6,718 千円	高齢者肺炎球菌感染症予防接種経過措置延長に伴う経費	3,913 千円	・一般消耗品費	2 千円	・成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託料	3,868 千円	・成人用肺炎球菌広域化委託料	43 千円
自己負担額引下げに伴う影響額(歳入減額相当分)	6,718 千円																
高齢者肺炎球菌感染症予防接種経過措置延長に伴う経費	3,913 千円																
・一般消耗品費	2 千円																
・成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託料	3,868 千円																
・成人用肺炎球菌広域化委託料	43 千円																
主な 特定財源	成人用肺炎球菌ワクチン実費徴収金 1,446千円																

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料13

①新規・拡充	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 05公害対策費			
事業名	荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費(荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント)						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで挑戦「夢づくり」				所管部局	環境保全課
本年度 予算額	4,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							4,000千円
目的・趣旨	<p>荒尾干潟は、平成24年にラムサール条約湿地に登録され、永続的に貴重な自然資源を保全するとともに、干潟を活用した各種プログラムやイベント等を行い、普及啓発を行っている。これまで荒尾干潟への来訪者の受入れや情報発信等を行う拠点施設は整備されていなかった。今後も荒尾干潟の重要性の普及啓発を行っていく必要があるため、環境省による拠点施設の建設工事が進められており、平成31年夏頃に開館する予定である。</p>						
事業概要等	<p>本施設は、荒尾干潟の重要性について展示物等で紹介し、干潟の調査・研究も行うことで、本市の重要な環境資源である荒尾干潟の保全を図る。また、施設を拠点に観光客や各種団体が、干潟を活用した体験プログラムを実施できるようになり、交流人口の拡大、干潟を活用した環境教育の推進につながる。 施設の周知は、開館前にもホームページ、SNSやマスコミ等で十分行い、開館記念式典に環境省や有識者、関係団体代表を案内し、大々的に実施することで周知拡大を図り、施設の活用を促すものである。</p> <p>・荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念事業運営委託料      4,000 千円</p>						
主な 特定財源							

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料14

新規・拡充	予算	款 05労働費	項 02労働諸費	目 01労働諸費			
事業名	バスで行く「ものづくり企業視察ツアー」事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで挑戦「夢づくり」			所管部局	産業振興課	
本年度予算額	152千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							152千円
目的・趣旨	<p>有効求人倍率は、過去最高の水準で推移しており、全国的に売り手市場が続いている。荒尾市内においても企業の人手不足は深刻であり、雇用対策は喫緊の課題である。若手求職者は、都会の企業等に就職する割合が多く、市内の企業への就職につながっていない。また、市内にはものづくりをはじめとする多くの企業があるにもかかわらず、市民に伝わっていないという現状がある。</p> <p>そこで、市内企業の魅力や強みを広く周知し、人材を確保する第一歩として、学校等の先生方を対象に工場見学のバスツアーを行う。先生方に荒尾の企業をよく知ってもらうことで、進路指導にいかしてもらい、企業と学校の相互理解を深め、より良いマッチングにつなげる。学校との信頼関係を築き、学生確保に向けた対策の足掛かりとする。</p>						
事業概要等	<p>平成31年度においては、各学校の教職員・指導員を募集し、市内のものづくり企業をツアーの対象として工場見学を行う。ツアー開催時期については、参加しやすい7月から8月までの夏休み期間とし、1日3社(2日6社)を巡るコースとする。</p> <p>参加者への広報ツールとして、チラシを地域・県内外の高校・大学・高専・ポリテクセンター等に配布し、併せて「広報あらお」や市ホームページ、フェイスブックにも情報を掲載し、周知する。</p> <p>一方、企業側には、ものづくり企業のメーリングリストにより事業の目的、内容をお知らせし、賛同する企業を募る。賛同企業が多い場合は抽選とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 荒尾市、大牟田市、玉名市の高等学校、高等専門学校、熊本県内の大学の進路指導部門の教職員及びポリテクセンターの指導員</li> <li>・定 員 先着30人</li> <li>・参加費 無料</li> <li>・訪問企業 6社(1日3社)</li> <li>・業 種 製造業</li> </ul> <p>・貸切バス借上料</p> <p>152 千円</p>						
主な特定財源							

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料15

⑨新規・拡充	予算	款 08土木費	項 05都市計画費	目 01都市計画総務費			
事業名	景観検討事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」				所管部局	都市計画課
本年度予算額	3,001千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,001千円
目的・趣旨	<p>荒尾市景観計画において、新たな拠点を形成し、良好な景観を創出する地区として、南新地地区を景観形成重点地区の指定検討地区と位置付けているが、まだ景観形成重点地区に指定していない状況である。</p> <p>景観形成重点地区でない場合は、大規模な建築物のみが届出対象となるため、細かな規制ができず、南新地地区のまちづくりコンセプトである「人・自然・新たな交流を育むウェルネス拠点」と整合する良好な景観を創出することが難しくなる。</p> <p>南新地地区を景観形成重点地区に指定することにより、細かな規制を行うことで良好な景観で統一感を持った街並みづくりを行う。</p>						
事業概要等	<p>荒尾市景観計画を見直し、南新地地区を景観形成重点地区として届出対象行為及び景観形成基準の案を作成する。また、庁内ワーキングや景観審議会から意見聴取を行う。</p> <p>・景観計画見直し業務委託料 3,001 千円</p>						
主な特定財源							



【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料16

⑨新規・拡充	予算	款 09消費費	項 01消防費	目 05災害対策費			
事業名	防災ハザードマップ整備事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」				所管部局	くらしいきいき課
本年度予算額	10,274千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							10,274千円
目的・趣旨	市民の防災意識を高め、日頃から防災対策を促進するとともに、自主防災組織等が訓練等に活用することで、地域防災力強化を図ることを目的に、被害想定や防災知識等を掲載した総合的な防災マップを作成する。						
事業概要等	<p>洪水、高潮、津波、ため池の浸水想定や土砂災害警戒区域などを地図上に記載するマップを作成する。このマップには、市指定避難所や防災関係機関を掲載して防災情報の充実を図る。また、各種災害のメカニズムや防災用語等を掲載し、住民が事前の準備や災害時の避難行動を実践するための情報を掲載する。これまでの大規模災害を教訓として、避難所運営に関する事項や、女性の視点を含めた様々な視点で防災対策に取り組めるよう掲載内容に工夫を施す。</p> <p>さらに、地域防災の要となる自主防災組織などが地域における避難訓練をはじめとした防災対策に活用できるよう、地図の縮尺を拡大するなどの構成とする。</p> <p>作成した防災マップは、市内全世帯、防災関係機関及び本市への新規転入者に配布する。</p>						
主な特定財源	<p>・荒尾市防災マップ改定委託料 10,274 千円</p>						

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料17

新規・拡充	予算	款 09消費費	項 01消費費	目 05災害対策費				
事業名	防災情報伝達システム設備整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」				所管部局	くらしいきいき課	
本年度予算額	223,520千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
					204,800千円		18,720千円	
目的・趣旨	<p>本市においては、情報を瞬時に住民へ伝達する手段が未整備なため、災害対応に従事する職員のマンパワーのみで、地域代表者への電話連絡、メール配信作業等の対応を行っている。</p> <p>大規模災害時には、避難行動に資する情報などを市民に正確に伝達することが重要であり、そのためには瞬時に住民へ情報伝達する手段の設備が必要である。平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨での対応を教訓とし、行政として迅速で的確な情報伝達を行うことを目的とする。</p>							
事業概要等	<p>災害時における防災情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するための防災情報伝達システムを導入し、また、庁内の防災関係部署との連携をより迅速に行うために、防災情報の収集・共有が可能となる総合防災システムについても導入する予定である。これらを防災情報伝達システム設備として整備を行い、災害時における住民の早めの避難行動を可能とすることを目的とする。</p> <p>&lt;スケジュール&gt;  平成30年度 実施事業者選定  平成31年度～平成32年度 整備  平成33年度 運用開始</p> <p>・災害時情報伝達システム設計・施工業務委託料 223,520 千円</p>							
主な特定財源	防災施設整備事業債 204,800千円							

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料18

新規・拡充	予算	款 09消防費	項 01消防費	目 05災害対策費			
事業名	地区防災計画策定事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」				所管部局	くらしいきいき課
本年度予算額	3,982千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				1,810千円			2,172千円
目的・趣旨	<p>東日本大震災においては、大災害に対し多くのマンパワーが必要とされたことから、消防や警察などの公助だけではなく、個人による自助や自主防災組織における共助での活動などが連携して活動することが求められたという教訓を受けて、平成25年に災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度が創設された。</p> <p>しかし、本市においてはまだ地区防災計画を策定している地区がなく、災害対応活動の指針となるものがないことから、大規模災害発生時において、地域が円滑に災害対応できない可能性がある。</p>						
事業概要等	<p>勉強会や危険箇所マップづくりの開催などを通して基本的な防災知識を高めながら、地域の特性や組織の体制など地域住民が分かりやすい様式を作成し、自発的な地区防災計画を策定していく。</p> <p>平成31年度は、モデル地区を各地区協議会から1地区ずつ指定し、地区防災計画を策定する。その後は、モデル地区を中心に波及的に策定し、数年をめぐりに全地区での策定を目指す。</p> <p>・荒尾市地区防災計画作成支援業務委託料 3,982 千円</p>						
主な特定財源	地域防災力強化促進事業県補助金 1,810千円						

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料19

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	01小学校管理費	
事業名	小学校維持管理費(小学校防犯カメラ設置)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで創る「街づくり」					所管部局	教育振興課
本年度 予算額	768千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							768千円	
目的・趣旨	<p>現在、市内の小学校では、夜間の機械警備は行っているが、防犯カメラを設置しておらず、セキュリティや防犯の面で学校からの設置要望があがっている(中学校(3校)については、学校の要望箇所に防犯カメラを設置済み)。 防犯カメラを設置することで、トラブルがあった際の記録だけでなく、不審者の侵入やいたずらへの抑止にもつながり、児童が安心して学校生活を送ることができる。</p>							
事業概要等	<p>カメラの故障や保守の面を考慮して5年間のレンタルで全小学校(10校)に1台ずつ設置する。</p> <p>・その他機器借上料 768 千円</p>							
主な 特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料20

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	02教育振興費																			
事業名	小学校ICT環境整備事業費																									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで育む「人づくり」				所管部局	教育振興課																			
本年度 予算額	51,696千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																			
							51,696千円																			
目的・趣旨	<p>少子高齢化や労働人口の減少に伴い、ICTの利活用は、今後ますます必要になると考えられる。小・中学校から、ICT機器を利用する環境で学習することは、子どもたちが将来社会で活躍する際に大きなメリットとなるため、教育現場におけるICT環境の整備と管理は重要となる。</p> <p>本市では、電子黒板と無線LANの整備率、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数の割合が、県や全国平均と比べて低い。学習指導要領の改訂やICT環境整備の水準が発表されたこともあり、電子黒板やタブレット、無線LAN環境等の整備と利活用を進めていく。</p>																									
事業概要等	<p>教育ICT整備計画に基づいて、段階的に小学校のICT環境の整備を行う。平成31年度については、全小学校に対する電子黒板、投影機、無線LAN環境等の整備及びモデル校(桜山小)に対するタブレット環境、デジタル教科書等の整備を行う。</p> <p>また、モデル校においてICT機器を活用した学習方法等を研究するとともに、外部から講師を招き、プログラミング研修を開催し、他学校へフィードバックする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・モデル校用デジタル教科書</td> <td style="text-align: right;">884</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・フィルタリングシステム構築委託料</td> <td style="text-align: right;">3,131</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・無線アクセスポイント設置委託料</td> <td style="text-align: right;">15,813</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・プログラミング研修委託料</td> <td style="text-align: right;">243</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・電子黒板等借上料</td> <td style="text-align: right;">15,856</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・ICTモデル校備品購入費</td> <td style="text-align: right;">15,769</td> <td>千円</td> </tr> </table>								・モデル校用デジタル教科書	884	千円	・フィルタリングシステム構築委託料	3,131	千円	・無線アクセスポイント設置委託料	15,813	千円	・プログラミング研修委託料	243	千円	・電子黒板等借上料	15,856	千円	・ICTモデル校備品購入費	15,769	千円
・モデル校用デジタル教科書	884	千円																								
・フィルタリングシステム構築委託料	3,131	千円																								
・無線アクセスポイント設置委託料	15,813	千円																								
・プログラミング研修委託料	243	千円																								
・電子黒板等借上料	15,856	千円																								
・ICTモデル校備品購入費	15,769	千円																								
主な 特定財源																										

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料21

新規・ <b>拡充</b>	予算	款	10教育費	項	03中学校費	目	02教育振興費	
事業名	中学校ICT環境整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで育む「人づくり」				所管部局	教育振興課	
本年度 予算額	13,776千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							13,776千円	
目的・趣旨	<p>少子高齢化や労働人口の減少に伴い、ICTの利活用は、今後ますます必要になると考えられる。小・中学校から、ICT機器を利用する環境で学習することは、子どもたちが将来社会で活躍する際に大きなメリットとなるため、教育現場におけるICT環境の整備と管理は重要となる。</p> <p>本市では、電子黒板と無線LANの整備率、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数の割合が、県や全国平均と比べて低い。学習指導要領の改訂やICT環境整備の水準が発表されたこともあり、電子黒板やタブレット、無線LAN環境等の整備と利活用を進めていく。</p>							
事業概要等	<p>教育ICT整備計画に基づいて、段階的に中学校のICT環境の整備を行う。平成31年度については、全中学校に対する電子黒板、無線LAN環境等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングシステム構築委託料 940 千円</li> <li>・無線アクセスポイント設置委託料 6,807 千円</li> <li>・電子黒板等借上料 6,029 千円</li> </ul>							
主な 特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料22

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	09宮崎兄弟の生家施設管理費	
事業名	孫文記念館交流事業費(共同報告書発刊記念イベント)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針	みんなで挑戦「夢づくり」					所管部局	政策企画課
本年度予算額	3,001千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							3,001千円	
目的・趣旨	<p>宮崎兄弟は、荒尾が世界に誇る近代日本史に特筆すべき郷土の偉人である。孫文と中国革命を献身的に支援した宮崎兄弟との固い友情と歴史は、中国をはじめとしたアジア諸国との交流の原点であり、そのことを発信し、また、世界各地にある孫文記念館との交流を図ることで、宮崎兄弟に関する学術研究に寄与するとともに、文化面にとどまらない交流につなげる。</p>							
事業概要等	<p>平成26年度に調印した協定に基づき、シンガポール孫中山南洋記念館「晩晴園」と共同報告書を発刊し、本市及びシンガポールで発刊記念イベントを実施する。さらに、11月に開催される「孫中山・宋慶齡紀念地連席會議」においても、共同報告書発刊について、共同発表を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金 280 千円</li> <li>・費用弁償 367 千円</li> <li>・普通旅費 734 千円</li> <li>・交際費 120 千円</li> <li>・印刷製本費 660 千円</li> <li>・郵便料 36 千円</li> <li>・通信運搬費 9 千円</li> <li>・発刊記念イベント運営委託料 652 千円</li> <li>・発刊記念イベントチラシ・ポスター作製委託料 143 千円</li> </ul>							
主な特定財源								

【平成31年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料23

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	05保健体育費	目	01保健体育総務費	
事業名	あらお子どもスポーツ教室事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	戦略方針						所管部局	生涯学習課
本年度 予算額	3,459千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							3,459千円	
目的・趣旨	市内小学校において、子どもたちを心豊かに健やかに育むために、安全・安心な活動拠点である放課後の学校施設を利用し、児童が楽しみながら運動することを体験させることで、基本動作の習得や体力の維持向上を図りながらスポーツに対する興味や関心を高め、将来のスポーツ活動につなげていく。							
事業概要等	小学校の部活動が社会体育へ移行することを踏まえ、放課後の余暇時間を利用し、一つの種目だけでなく幅広く運動種目を実施するスポーツ教室を開講する。 様々な動きを経験させることにより児童の基礎体力・運動能力の向上を図るとともに児童のスポーツ活動の機会を確保していく。							
	主 催 市教育委員会(協力 市体育協会) 対 象 小学生4～6年生の男女 実施場所 市内小学校体育館・運動場 実施時間 放課後1時間半程度／月4回(夏休み等を除く。) 指 導 者 市体育協会会員 実 施 校 モデル校として選定した小学校(2～3校程度)を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員報酬 1,353 千円</li> <li>・健康労働保険料 232 千円</li> <li>・講師謝金 346 千円</li> <li>・保険料 28 千円</li> <li>・カリキュラム作成委託料 500 千円</li> <li>・備品購入費 1,000 千円</li> </ul>						
主な 特定財源								



地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 387,882 千円  
 (歳出)・社会保障施策に要する経費 9,625,932 千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	160,220			22,487	12,938	124,795
	身体障害者福祉費	125,000	62,500			5,871	56,629
	福祉手当費	27,281	20,460			641	6,180
	障害者自立支援給付費	1,575,443	1,179,860			37,158	358,425
	障害者地域生活支援事業費	56,542	24,847		14,406	1,624	15,665
	児童福祉総務費	789,827	290,131		8,210	46,166	445,320
	児童措置費	3,026,671	2,158,339		175,528	65,077	627,727
	母子福祉費	43,618	27,844			1,482	14,292
	扶助費(生活保護費)	1,550,381	1,168,337			35,886	346,158
小計	7,354,983	4,932,318		220,631	206,843	1,995,191	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	402,975	302,229			9,463	91,283
	介護保険給付費	718,529	10,486			66,508	641,535
	後期高齢者医療費	889,267				83,530	805,737
小計	2,010,771	312,715			159,501	1,538,555	
保健衛生	予防費	198,136	8,575		11,958	16,683	160,920
	救急医療対策費	11,785				1,107	10,678
	保健事業費	50,257	2,331		8,023	3,748	36,155
小計	260,178	10,906		19,981	21,538	207,753	
合計	9,625,932	5,255,939		240,612	387,882	3,741,499	

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税 8,000 千円  
 (歳出)・入湯税が充てられる経費 152,759 千円

【入湯税が充てられる経費】 (単位:千円)

事業区分	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	52,821				1,430	51,391
消防施設等の整備	12,839		6,600	1,000	5,239	
観光施設の整備	83,999	20,000	17,900		1,248	44,851
観光振興	3,100				83	3,017
合計	152,759	20,000	24,500	1,000	8,000	99,259

議第2号資料

平成31年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位:千円)

款	説明	本年度	前年度	比較		
1	国民健康保険税	一般	医療給付費現年課税分	632,071	639,658	△ 7,587
			医療給付費滞納繰越分	43,650	50,603	△ 6,953
			後期高齢者支援金現年課税分	210,326	213,415	△ 3,089
			後期高齢者支援金滞納繰越分	14,304	16,600	△ 2,296
			介護納付金現年課税分	56,085	59,607	△ 3,522
			介護納付金滞納繰越分	9,514	6,403	3,111
		小計		965,950	986,286	△ 20,336
		退職	医療給付費現年課税分	3,164	8,420	△ 5,256
			医療給付費滞納繰越分	977	1,481	△ 504
			後期高齢者支援金現年課税分	1,042	2,781	△ 1,739
			後期高齢者支援金滞納繰越分	312	376	△ 64
			介護納付金現年課税分	196	1,069	△ 873
			介護納付金滞納繰越分	241	333	△ 92
		小計		5,932	14,460	△ 8,528
計		971,882	1,000,746	△ 28,864		
2	使用料及び手数料	1,200	1,200	0		
4	県支出金	普通交付金	5,457,598	5,541,389	△ 83,791	
		特別交付金	保険者努力支援制度交付金	27,053	53,844	△ 26,791
			特別調整交付金(市町村分)	75,700	98,398	△ 22,698
			県繰入金(2号分)	41,846	45,787	△ 3,941
			特定健康診査等負担金	19,544	19,872	△ 328
		小計		164,143	217,901	△ 53,758
計		5,621,741	5,759,290	△ 137,549		
5	財産収入	1	1	0		
6	繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	129,974	132,209	△ 2,235
			保険基盤安定繰入金(軽減分)	273,001	278,332	△ 5,331
			出産育児一時金繰入金	16,800	16,800	0
			事務費繰入金	112,353	110,086	2,267
			財政安定化支援繰入金	121,256	120,406	850
			乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	2,272	2,210	62
		小計		655,656	660,043	△ 4,387
		財政調整基金繰入金		100,000	100,000	0
計		755,656	760,043	△ 4,387		
7	繰越金	1	1	0		
8	一般	延滞金	1,000	1,000	0	
		第三者納付金	5,000	5,000	0	
		返納金	50	50	0	
		退職	延滞金	100	100	0
			第三者納付金	1,000	3,000	△ 2,000
			返納金	50	50	0
	雑入	療養費等軽減特例措置分	120	240	△ 120	
		特定健康診査実費徴収金	1,210	1,210	0	
		若年者健康診査実費徴収金	40	40	0	
		歯科口腔健診実費徴収金	50	0	50	
	雑入		115,204	69,771	45,433	
	計		123,824	80,461	43,363	
	歳入合計		7,474,305	7,601,742	△ 127,437	

## 歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	76,456	73,001	3,455
		物件費	19,444	18,447	997
	小計		95,900	91,448	4,452
	連合会負担金		2,182	2,258	△ 76
	徴税費(賦課徴収費)		4,482	6,055	△ 1,573
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		9,085	9,621	△ 536
計			112,353	110,086	2,267
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,627,485	4,660,328	△ 32,843
		療養費	30,160	35,345	△ 5,185
		高額療養費	752,094	751,359	735
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,410,769	5,448,062	△ 37,293
	退職	療養給付費	37,676	78,722	△ 41,046
		療養費	288	709	△ 421
		高額療養費	8,755	13,686	△ 4,931
		高額介護合算療養費	100	200	△ 100
		移送費	10	10	0
	小計		46,829	93,327	△ 46,498
	審査手数料		13,167	13,685	△ 518
	出産育児一時金		25,200	25,200	0
	出産育児一時金手数料		13	13	0
	葬祭費		2,600	2,600	0
	計			5,498,578	5,582,887
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		1,361,058	1,359,912	1,146
	後期高齢者支援金等分		288,554	290,082	△ 1,528
	介護納付金分		68,572	85,823	△ 17,251
			1,718,184	1,735,817	△ 17,633
4 共同事業拠出金			5	5	0
6 保健事業費			72,611	70,505	2,106
7 基金積立金			1	1	0
8 公債費			100	100	0
9 諸支出金	一般	保険税還付金	2,270	2,237	33
		還付加算金	100	100	0
	償還金		100	1	99
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計			2,473	2,341	132
10 予備費			70,000	100,000	△ 30,000
歳出合計			7,474,305	7,601,742	△ 127,437

# 議第3号資料

## 平成31年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

### < 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,172,524	1,174,567	△ 2,043
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	220	220	0
	計		221	221	0
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	1,047,857	969,047	78,810
	国庫補助金	調整交付金	400,069	368,340	31,729
		総合事業調整交付金	0	8,590	△ 8,590
		保険者機能強化推進交付金	11,503	0	11,503
		地域支援事業交付金	92,563	82,292	10,271
小計		504,135	459,222	44,913	
計		1,551,992	1,428,269	123,723	
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,521,820	1,416,497	105,323
		地域支援事業支援交付金	41,020	46,386	△ 5,366
	計		1,562,840	1,462,883	99,957
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	783,964	735,996	47,968
	県補助金	地域支援事業交付金	46,281	45,441	840
	計		830,245	781,437	48,808
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	704,546	655,786	48,760
		職員給与費等繰入金	60,939	48,685	12,254
		事務費繰入金	56,165	61,534	△ 5,369
		低所得者保険料軽減繰入金	13,983	15,486	△ 1,503
		地域支援事業繰入金	46,281	45,441	840
	小計		881,914	826,932	54,982
基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	55,040	1	55,039	
計		936,954	826,933	110,021	
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	1,343	143	1,200
	小計		1,345	145	1,200
計		1,446	246	1,200	
歳 入 合 計			6,056,224	5,674,558	381,666

## 【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	122,602	90,945	31,657
		連合会負担金	125	125	0
		小計	122,727	91,070	31,657
	徴収費	賦課徴収費	3,747	3,489	258
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	260	253	7
		認定調査等費	35,372	38,395	△ 3,023
		認定審査会共同設置負担金	12,796	14,747	△ 1,951
	小計		48,428	53,395	△ 4,967
	趣旨普及費		231	227	4
	計画策定委員会費		98	98	0
計		175,231	148,279	26,952	
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		5,132,651	4,798,344	334,307
	介護予防サービス等諸費		198,500	165,777	32,723
	審査支払手数料		6,557	7,170	△ 613
	高額介護サービス等費		101,663	93,000	8,663
	高額医療合算介護サービス等費		19,000	17,000	2,000
	特定入所者介護サービス等費		178,000	165,000	13,000
計		5,636,371	5,246,291	390,080	
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費		83,610	86,404	△ 2,794
	介護予防・生活支援サービス事業費		136,504	152,199	△ 15,695
	一般介護予防事業費		16,625	19,601	△ 2,976
計		236,739	258,204	△ 21,465	
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	1	0
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		2,382	1,901	481
9款 予備費	予備費		5,000	19,382	△ 14,382
歳 出 合 計			6,056,224	5,674,558	381,666

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	21,006	22,248	△ 1,242
		特例介護予防サービス計画費収入	1	1	0
	計		21,007	22,249	△ 1,242
3款 繰越金	繰越金		1	1	0
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
歳 入 合 計			21,009	22,251	△ 1,242

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	1,485	1,424	61
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	19,423	20,633	△ 1,210
4款 予備費	予備費		100	193	△ 93
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		1	1	0
歳 出 合 計			21,009	22,251	△ 1,242

## 平成31年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	384,079	358,792	25,287
	普通徴収保険料	131,526	136,205	△ 4,679
計		515,605	494,997	20,608
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	39,474	43,129	△ 3,655
	保険基盤安定繰入金	202,253	204,139	△ 1,886
計		241,727	247,268	△ 5,541
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	21,947	21,878	69
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	7,841	7,670	171
計		31,989	31,749	240
歳入合計		789,406	774,099	15,307

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	42,712	46,346	△ 3,634
	徴収費	4,272	4,054	218
計		46,984	50,400	△ 3,416
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	717,959	699,236	18,723
3 款 保健事業費	健康診査費	21,363	21,363	0
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
計		2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		789,406	774,099	15,307

# 議第5号資料

## 平成31年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計予算資料

### 【歳入】

(単位：千円)

区	分		本年度	前年度	比較
2款 分担金及び負担金	負担金	土木費負担金	70,000	30,000	40,000
3款 国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	315,000	498,000	△ 183,000
5款 繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	168,194	144,485	23,709
8款 市債	市債	土木債	287,400	438,200	△ 150,800
歳 入 合 計			840,594	1,110,685	△ 270,091

### 【歳出】

(単位：千円)

区	分		本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	86,310	82,802	3,508
2款 事業費	南新地事業費	南新地事業費	750,000	1,026,000	△ 276,000
3款 公債費	公債費	元金	1	1	0
		利子	3,283	882	2,401
	計		3,284	883	2,401
4款 予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計			840,594	1,110,685	△ 270,091



## 平成31年度荒尾市水道事業会計予算資料

## 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
給水戸数(戸)	23,200	23,200	0	前年度決算見込 23,261
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	5,682,000	5,682,000	0	前年度決算見込 5,745,561
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	15,567	15,567	0	前年度決算見込 15,741
有収水量(m <sup>3</sup> )	5,005,000	5,045,000	△ 40,000	前年度決算見込 5,027,873
有収率(%)	88.1	88.8	△ 0.7	

## 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 営業収益	802,459	798,248	4,211	1. 営業費用	966,161	960,827	5,334
①給水収益	800,081	795,815	4,266	①職員給与費	51,917	55,374	△ 3,457
②受託工事収益	2	2	0	②委託料(包括:修繕費)	72,490	72,938	△ 448
③その他営業収益	2,376	2,431	△ 55	委託料(包括:動力費)	57,770	57,240	530
2. 営業外収益	299,661	292,235	7,426	委託料(包括:その他)	187,843	184,840	3,003
①受取利息	26	74	△ 48	委託料(包括以外)	116,012	125,549	△ 9,537
②他会計補助金	47,485	50,282	△ 2,797	③減価償却費	392,353	379,168	13,185
③消費税還付金	10,000	0	10,000	④その他	87,776	85,718	2,058
④長期前受金戻入	206,489	209,435	△ 2,946	2. 営業外費用	70,765	86,047	△ 15,282
⑤雑収益	35,661	32,444	3,217	①支払利息	70,763	74,045	△ 3,282
3. 特別利益	2	2	0	②消費税及び地方消費税	0	12,000	△ 12,000
				③雑支出	2	2	0
				3. 特別損失	2	2	0
				4. 予備費	2,000	2,000	0
計	1,102,122	1,090,485	11,637	計	1,038,928	1,048,876	△ 9,948

\*収入総額 1,102,122千円、支出総額 1,038,928千円、収支差引 63,194千円

\*前年度繰越利益剰余金 124,206千円、当年度未処分利益剰余金 151,792千円

\*対前年度比 収入1.1%増、支出0.9%減

## 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 企業債	387,900	196,700	191,200	1. 建設改良費	576,375	403,631	172,744
2. 工事負担金	10,550	10,540	10	①委託料(包括:工事費)	462,022	284,004	178,018
3. 他会計負担金	4,125	4,050	75	委託料(包括:その他)	65,642	68,392	△ 2,750
4. 補助金	141,507	151,993	△ 10,486	②その他	48,711	51,235	△ 2,524
5. 固定資産売却代金	1	1	0	2. 企業債償還金	247,716	239,449	8,267
				3. 予備費	0	3,000	△ 3,000
計	544,083	363,284	180,799	計	824,091	646,080	178,011

\*収入総額 544,083千円、支出総額 824,091千円、収支差引 △280,008千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額280,008千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,908千円、当年度分損益勘定留保資金191,114千円及び建設改良積立金51,986千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・南新地土地地区画整理事業区画内工事
- ・牛水地区配水管布設工事
- ・角田橋水管橋更新工事
- ・平成31年度電気設備工事(中央水源地自家発電設備更新、高圧盤更新等)

# 議第7号資料

## 平成31年度荒尾市下水道事業会計予算資料

### 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
接続戸数(戸)	15,100	15,050	50	前年度決算見込 15,100
年間総排水量(m <sup>3</sup> )	4,705,241	4,891,267	△ 186,026	前年度決算見込 4,695,510
1日平均処理水量(m <sup>3</sup> )	12,891	13,400	△ 509	前年度決算見込 12,864
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	4,117,086	4,123,338	△ 6,252	前年度決算見込 4,126,654
主要な建設改良事業(千円)	310,320	405,000	△ 94,680	

### 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.営業収益	895,214	893,751	1,463	1.営業費用	1,161,064	1,130,311	30,753
①下水道使用料	810,646	805,860	4,786	①職員給与費	76,691	74,916	1,775
②他会計負担金	84,507	87,830	△ 3,323	②光熱水費	21,567	21,744	△ 177
③その他営業収益	61	61	0	③修繕費	79,765	74,655	5,110
2.営業外収益	514,099	518,995	△ 4,896	④委託料	349,094	331,489	17,605
①受取利息及び配当金	3	10	△ 7	⑤減価償却費	609,239	605,783	3,456
②他会計補助金	226,970	233,173	△ 6,203	⑥その他	24,708	21,724	2,984
③長期前受金戻入	287,125	285,809	1,316	2.営業外費用	142,209	151,969	△ 9,760
④雑収益	1	3	△ 2	①支払利息	120,479	130,969	△ 10,490
3.特別利益	2	2	0	②消費税及び地方消費税	20,000	20,000	0
				③雑支出	1,730	1,000	730
				3.特別損失	51	51	0
計	1,409,315	1,412,748	△ 3,433	計	1,303,324	1,282,331	20,993

\*収入総額 1,409,315千円、支出総額 1,303,324千円、収支差引 105,991千円

\*対前年度比 収入0.24%減、支出1.6%増

### 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.企業債	314,400	317,000	△ 2,600	1.建設改良費	460,272	532,154	△ 71,882
2.補助金	179,152	235,474	△ 56,322	2.借入償還金	561,494	575,726	△ 14,232
3.工事負担金	1	1	0	3.国庫補助金返還金	1,000	1,000	0
4.固定資産売却代金	30,000	30,000	0				
5.受益者負担金	14,455	15,756	△ 1,301				
計	538,008	598,231	△ 60,223	計	1,022,766	1,108,880	△ 86,114

\*収入総額 538,008千円、支出総額 1,022,766千円、収支差引 △484,758千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額484,758千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,420千円、当年度分損益勘定留保資金324,114千円及び建設改良積立金34,485千円で補填し、なお不足する額104,739千円は一時借入金で措置するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・牛水地区污水管渠布設工事
- ・倉掛地区污水管渠布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内污水管渠布設工事
- ・荒尾市大島浄化センター管理棟改築・耐震工事

## 平成31年度荒尾市病院事業会計予算

## 1. 収益的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	6,667,847	6,560,493	107,354	1 病院事業費用	6,596,613	6,496,099	100,514
1 医業収益	6,322,599	6,229,697	92,902	1 医業費用	6,505,721	6,420,186	85,535
入院収益	4,377,846	4,224,812	153,034	給与	3,869,325	3,844,910	24,415
外来収益	1,576,197	1,635,870	△ 59,673	給与・賃金・報酬	2,885,020	2,850,650	34,370
その他医業収益	383,556	384,015	△ 459	法定福利費等其他給与費	984,305	994,260	△ 9,955
	(219,656)	(217,425)	(2,231)	材料費	1,308,700	1,317,700	△ 9,000
保険等査定減	△ 15,000	△ 15,000	0	薬品費	800,000	820,000	△ 20,000
2 医業外収益	333,190	318,738	14,452	診療材料費	496,700	485,700	11,000
他会計補助金	138,855	126,699	12,156	医療消耗備品費	12,000	12,000	0
	(138,855)	(126,699)	(12,156)	経費	1,034,396	954,526	79,870
資本費繰入収益	6,881	13,533	△ 6,652	光熱水費	91,000	86,000	5,000
	(6,881)	(13,533)	(△ 6,652)	修繕費	57,000	67,000	△ 10,000
他会計負担金	124,883	114,161	10,722	賃借料	77,950	78,798	△ 848
	(124,883)	(114,161)	(10,722)	委託料	686,399	616,811	69,588
その他医業外収益	62,571	64,345	△ 1,774	その他経費	122,047	105,917	16,130
3 特別利益	12,058	12,058	0	減価償却費	251,700	270,700	△ 19,000
	(0)	(0)	(0)	資産減耗費	10,000	10,000	0
収益的収入合計	6,667,847	6,560,493	107,354	研究研修費	31,600	22,350	9,250
	(490,275)	(471,818)	(18,457)	2 医業外費用	66,892	51,913	14,979
( )は、繰入金				支払利息	9,500	10,000	△ 500
				その他医業外費用	57,392	41,913	15,479
◇患者見込数				3 特別損失	14,000	14,000	0
1. 入院	87,474 人 ( 239人× 366日)			4 予備費	10,000	10,000	0
一般	72,834 人 ( 199人× 366日)			収益的支出合計	6,596,613	6,496,099	100,514
回復期	14,640 人 ( 40人× 366日)						
2. 外来	86,760 人 ( 360人× 241日)						
◇1日1人当たり収益							
1. 入院	50,047 円						
一般	54,333 円						
回復期	28,727 円						
2. 外来	18,167 円						

## 2. 資本的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	402,893	1,010,478	△ 607,585	1 資本的支出	745,370	1,342,130	△ 596,760
1 企業債	397,500	971,000	△ 573,500	1 建設改良費	407,568	1,015,128	△ 607,560
施設整備事業債	267,500	871,000	△ 603,500	土地購入費	155,000	690,000	△ 535,000
医療機器整備事業債	130,000	100,000	30,000	建物建設改良費	112,566	215,126	△ 102,560
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	器械備品購入費	140,000	110,000	30,000
3 補助金	1	1	0	その他改良費	2	2	0
4 他会計負担金	1	1	0	2 企業債償還金	285,000	285,000	0
5 他会計出資金	1	34,086	△ 34,085	3 医学生奨学資金貸付金	38,400	31,200	7,200
	(1)	(34,086)	(△ 34,085)	4 看護学生奨学資金貸付金	14,400	10,800	3,600
(繰入金合計)	(490,276)	(505,904)	(△ 15,628)	5 電話加入権	1	1	0
( )は、繰入金				6 投資	1	1	0

参考・・・平成30年度当初予算

(単位:千円)

	収入	支出	差引収支		
1. 収益的収支	6,560,493	6,496,099	64,394	【3条】	基本設計費 73,833、耐震診断費 6,264
2. 資本的収支	1,010,478	1,342,130	△ 331,652	【4条】	用地取得費 690,000、造成設計費 34,086、
	7,570,971	7,838,229	△ 267,258		実施設計費 181,040

平成31年度当初予算

(単位:千円)

	収入	支出	差引収支		
1. 収益的収支	6,667,847	6,596,613	71,234	【3条】	基本設計費 38,634、
2. 資本的収支	402,893	745,370	△ 342,477	【4条】	新病院建設事業推進支援業務委託料 75,800
	7,070,740	7,341,983	△ 271,243		実施設計費 94,730、造成設計費 17,836、
					用地造成費 155,000

## 荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（概要）

### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

教育委員会が管理及び執行することとされている教育に関する事務のうち、①スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び②文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の規定により、条例で定めれば、市長が管理及び執行することも可能とされている。

今回、地教行法が改正され、平成31年4月1日からは、上記①及び②に加え、文化財の保護に関することについても、条例で定めれば、市長が管理及び執行できることとなった。 【地教行法第23条第1項】

### 2 荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）を制定することにより、教育に関する事務のうち次のものに係る事務の所管を教育委員会（生涯学習課）から市長部局（総務部政策企画課）に移管する。

- (1) 文化に関すること（(2)に掲げるものを除く。）
  - ア 文化・芸術の振興及び文化団体の育成に関すること。
  - イ 宮崎兄弟の生家施設に関すること。
- (2) 文化財の保護に関すること。  
文化財の調査、保護及び活用に関すること。

### 3 附則による関係条例の改正

特例条例の制定に伴い、次の条例について改正が必要となるため、附則において改正を行う。

- (1) 荒尾市宮崎兄弟の生家施設の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第1号）
- (2) 荒尾市文化財保護条例（昭和37年条例第16号）

※移管に伴う所管部署の変更や文言の整理等を行うもの

荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（附則による改正関係） 新旧対照表

現 行	改 正 後
附則第3項（荒尾市宮崎兄弟の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）	
（管理運営）	
第4条 生家施設の管理運営は、荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。	削る。
（職員）	（職員）
第5条 略	第4条 略
（休館日）	（休館日）
第6条 略	第5条 略
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> は必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。
（開館時間）	（開館時間）
第7条 略	第6条 略
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は必要と認めるときは、同項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> は必要と認めるときは、同項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。
（観覧料）	（観覧料）
第8条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 前項の規定にかかわらず、資料館に資料の特別展示をしたときの観覧料は、 <u>教育委員会</u> が別に定めることができる。	3 前項の規定にかかわらず、資料館に資料の特別展示をしたときの観覧料は、 <u>市長</u> が別に定めることができる。
（観覧料の減免）	（観覧料の減免）
第9条 略	第8条 略
（生家施設への立入り制限）	（生家施設への立入り制限）
第10条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生家及びび広場への立入り並びに資料館に入館することを拒否し、又は退去を命ずることができる。	第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生家及びび広場への立入り並びに資料館に入館することを拒否し、又は退去を命ずることができる。
(1) 他人に迷惑をかけ、又は生家、広場及び資料館の施設設備若しくは資料をき損し、又は汚損するおそれがあると認められる者	(1) 他人に迷惑をかけ、又は生家、広場及び資料館の施設設備若しくは資料を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められる者
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

現 行	改 正 後
<p>(資料の貸出し)</p> <p>第11条 教育委員会 は、生家及び資料館に展示され、又は保存されている資料の貸出しは、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体が、学術研究又は教育普及の目的で使用すると認められるときは、館外貸出しを行うことができる。</p>	<p>(資料の貸出し)</p> <p>第10条 市長 は、生家及び資料館に展示され、又は保存されている資料の貸出しは、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体が、学術研究又は教育普及の目的で使用すると認められるときは、館外貸出しを行うことができる。</p>
<p>(資料の撮影等)</p> <p>第12条 学術研究等のため、生家及び資料館に展示され、又は保存されている資料の撮影、複写、模造等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(資料の撮影等)</p> <p>第11条 学術研究等のため、生家及び資料館に展示され、又は保存されている資料の撮影、複写、模造等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>(損害の賠償)</p> <p>第13条 観覧者又は資料の館外貸出しを受けた者が、施設設備又は資料を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会 の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があるときは、その全部又は一部を免ずることができる。</p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第12条 観覧者又は資料の館外貸出しを受けた者が、施設設備又は資料を損傷し、又は亡失したときは、市長 の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を免ずることができる。</p>
<p>(運営委員会)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第13条 略</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 生家施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ教育委員会の承認を得て、生家施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定中「荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」とい</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 生家施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ市長の承認を得て、生家施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定中「所長」とあるのは、「指定管理者」と読み替</p>

現 行	改 正 後
う。)とあるのは「 <u>指定管理者</u> 」と、 <u>第10条の規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>	えるものとする。
(指定管理者が行う業務) <u>第16条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会</u> が必要と認める業務 ( <u>利用料金制</u> )	(指定管理者が行う業務) <u>第15条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が必要と認める業務 ( <u>利用料金制</u> )
<u>第17条</u> <u>第15条第1項</u> の規定により、生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、資料館に展示した資料を閲覧しようとする者は、 <u>利用料金を納めなければならない</u> 。その場合において <u>第8条第2項</u> の規定は適用しない。 2 略 3 <u>利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める額とする。</u> 4 前項の規定にかかわらず、資料館に特別展示をしたときの <u>利用料金の額は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、別に定めることができる。</u> 5 略 (委任)	<u>第16条</u> <u>第14条第1項</u> の規定により、生家施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、資料館に展示した資料を閲覧しようとする者は、 <u>利用料金を納めなければならない</u> 。その場合において <u>第7条第2項</u> の規定は適用しない。 2 略 3 <u>利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。</u> 4 前項の規定にかかわらず、資料館に特別展示をしたときの <u>利用料金の額は、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、別に定めることができる。</u> 5 略 (委任)
<u>第18条</u> この条例の施行に <u>必要事項は、教育委員会規則</u> で定める。 (委任)	<u>第17条</u> この条例の施行に <u>必要事項は、規則</u> で定める。 (委任)
<u>別表 (第8条関係)</u> 略	<u>別表 (第7条関係)</u> 略

附則第4項 (荒尾市文化財保護条例の一部改正)

現 行	改 正 後
(目的) <u>第1条</u> この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)の規定に基づき、法及び県条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市	(目的) <u>第1条</u> この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「 <u>法</u> 」という。)及び熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号。以下「 <u>県条例</u> 」という。)の規定に基づき、法及び県条例の規定に

現 行	改 正 後
<p>の区域内に存するものうち、市にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。</p>	<p>よる指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するものうち、市にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。</p>
<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、<u>文化財保護法第2条第1項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、<u>法第2条第1項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物</u>をいう。</p>
<p>(財産権の尊重及び他の公益との調整) 第3条 <u>荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>	<p>(財産権の尊重及び他の公益との調整) 第3条 市長は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>
<p>(文化財保護委員会の設置) 第4条 この条例の目的を達成するため、<u>荒尾市文化財保護委員会</u>を設置する。</p>	<p>削る。</p>
<p>(指定) 第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（<u>文化財保護法及び熊本県文化財保護条例の規定により指定されたものを除く。</u>）のうち、市にとって重要なものを<u>荒尾市指定文化財</u>（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p>	<p>(指定) 第4条 市長は、市の区域内に存する文化財（<u>法及び県条例の規定により指定されたものを除く。</u>）のうち、市にとって重要なものを<u>荒尾市指定文化財</u>（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p>
<p>2. 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、<u>荒尾市文化財保護委員会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>3. 第1項の指定に当たっては、<u>教育委員会は、あらかじめ指定しようとする当該有形文化財、民俗資料及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4. 略</p>	<p>2. 前項の規定による指定をするには、市長は、あらかじめ、別に定める<u>荒尾市文化財保護審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>3. 第1項の指定に当たっては、<u>市長は、あらかじめ指定しようとする当該有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4. 略</p>
<p>(告示、通知及び指定書) 第6条 略</p> <p>2. 市指定の有形文化財及び<u>民俗資料</u>を指定したときは、その所有者</p>	<p>(告示、通知及び指定書) 第5条 略</p> <p>2. 市指定の有形文化財及び<u>民俗文化財</u>を指定したときは、その所有者</p>



現 行	改 正 後
に指定書を交付しなければならぬ。	者に指定書を交付しなければならぬ。
(解除)	(解除)
第7条 市指定の文化財が、市の区域内に存在しなくなったとき、又は市指定文化財としての価値を失った場合、その他特殊の理由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その指定を解除することができる。	第6条 市指定の文化財が、市の区域内に存在しなくなったとき、又は市指定文化財としての価値を失った場合、その他特殊の理由があるときは、 <u>市長</u> は、その指定を解除することができる。
2 市指定文化財の保持者が、心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の理由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、保持者の認定を解除することができる。	2 市指定文化財の保持者が、心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、 <u>市長</u> は、保持者の認定を解除することができる。
3 市指定文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、又は保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。ただし、この場合には、 <u>教育委員会</u> は、その旨を告示しなければならぬ。	3 市指定文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、又は保持者の全てが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。ただし、この場合には、 <u>市長</u> は、その旨を告示しなければならぬ。
4・5 略	4・5 略
6 市指定文化財の解除の通知を受けたときは、所有者は、指定書を速やかに <u>教育委員会</u> に返付しなければならぬ。	6 市指定文化財の解除の通知を受けたときは、所有者は、指定書を速やかに <u>市長</u> に返付しなければならぬ。
(管理)	(管理)
第8条 市指定の有形文化財、 <u>民俗資料</u> 及び記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定められる <u>教育委員会規則</u> 及び <u>教育委員会の指示</u> に従い、当該市指定文化財の管理に当たるとする。ただし、特別の理由のあるときは、他の適当な管理の責に任ずべき者(以下「 <u>管理責任者</u> 」という。)を選任し、管理に当たらせることができる。	第7条 市指定の有形文化財、 <u>民俗文化財</u> 及び記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定められる <u>規則</u> 及び <u>市長の指示</u> に従い、当該市指定文化財の管理に当たるとする。ただし、特別の理由のあるときは、他の適当な管理の責に任ずべき者(以下「 <u>管理責任者</u> 」という。)を選任し、管理に当たらせることができる。
2 前項の規定による管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と <u>連署のうえ</u> 、速やかに <u>教育委員会</u> に届け出なければならぬ。管理責任者を解除した場合も同様とする。	2 前項の規定による管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と <u>連署の上</u> 、速やかに <u>市長</u> に届け出なければならぬ。管理責任者を解除した場合も同様とする。
3 略	3 略
4 市指定の有形文化財、 <u>民俗資料</u> 及び記念物の管理に要する経費は、この条例に定めるもののほか、所有者の負担とする。	4 市指定の有形文化財、 <u>民俗文化財</u> 及び記念物の管理に要する経費は、この条例に定めるもののほか、所有者の負担とする。
(所有者又は管理責任者の変更)	(所有者又は管理責任者の変更)
第9条 市指定の有形文化財、 <u>民俗資料</u> 及び記念物の所有者が変更し	第8条 市指定の有形文化財、 <u>民俗文化財</u> 及び記念物の所有者が変更し

現 行	改 正 後
<p>たときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の管理責任者を変更したときは、所有者は、新管理責任者と<u>連署のうえ</u>その旨を速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>3 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の所有者又は管理責任者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、第1項又は第2項の規定を準用する。</p>	<p>したときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>2 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の管理責任者を変更したときは、所有者は、新管理責任者と<u>連署の上</u>その旨を速やかに<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>3 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者又は管理責任者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、第1項又は前項の規定を準用する。</p>
<p>(滅失又はき損)</p> <p>第10条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したとき、又はそのおそれがあるとき、又は市指定文化財の全部又は一部を亡失し、若しくは盗みとられたとき、又はそのおそれがあるときは所有者（管理責任者がある場合はその者）は、速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第11条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(土地の所在等の異動)</p> <p>第12条 市指定記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p>	<p>(滅失又はき損)</p> <p>第9条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損したとき、又はそのおそれがあるとき、又は市指定文化財の全部又は一部を亡失し、若しくは盗みとられたとき、又はそのおそれがあるときは所有者（管理責任者がある場合はその者）は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第10条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(土地の所在等の異動)</p> <p>第11条 市指定記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p>
<p>(現状の変更)</p> <p>第13条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合、その許可の条件として、現状の変更に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(管理又は修理復旧に関する勧告)</p>	<p>(現状の変更)</p> <p>第12条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合、その許可の条件として、現状の変更に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(管理又は修理復旧に関する勧告)</p>

現 行	改 正 後
<p>第14条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物を管理するものが不適任なため、又は管理が適当でないため、当該市指定文化財が滅失し、き損し又は盗みとられるおそれがある場合は、教育委員会は、所有者及び管理責任者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の修理又は復旧に関し保存のため、必要があると認めるときは、当該市指定文化財について、適当な措置を講ずるよう所有者に対し勧告することができる。</p> <p>(修理の届出)</p>	<p>第13条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物を管理するものが不適任なため、又は管理が適当でないため、当該市指定文化財が滅失し、毀損し、又は盗みとられるおそれがある場合は、市長は、所有者及び管理責任者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市長は、市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の修理又は復旧に関し保存のため、必要があると認めるときは、当該市指定文化財について、適当な措置を講ずるよう所有者に対し勧告することができる。</p> <p>(修理の届出)</p>
<p>第15条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、教育委員会に届けなければならない。</p> <p>2 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。</p> <p>(環境保全)</p>	<p>第14条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、市長に届けなければならない。</p> <p>2 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。</p> <p>(環境保全)</p>
<p>第16条 教育委員会は、市指定の有形文化財及び記念物の保存のため、必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることができ。</p> <p>(調査及び報告)</p>	<p>第15条 市長は、市指定の有形文化財及び記念物の保存のため、必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることができ。</p> <p>(調査及び報告)</p>
<p>第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の所有者又は管理責任者の同意を得て、当該市指定文化財を調査することができる。</p> <p>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の所有者又は管理責任者に対し、管理の現状又は修理復旧環境保全についての報告を求めることができる。</p> <p>(公開、出品)</p>	<p>第16条 市長は、必要があると認めるときは、市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者又は管理責任者の同意を得て、当該市指定文化財を調査することができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者又は管理責任者に対し、管理の現状又は修理復旧環境保全についての報告を求めることができる。</p> <p>(公開及び出品)</p>
<p>第18条 教育委員会は、教育委員会が行う公開の用に供するため、市指定の有形文化財及び民俗資料の所有者に対しその文化財の出品</p>	<p>第17条 市長は、市長が行う公開の用に供するため、市指定の有形文化財及び民俗文化財の所有者に対しその文化財の出品を、市指定無</p>

現 行	改 正 後
<p>を、市指定無形文化財の保持者に対し、その文化財の公開を、市指定の無形文化財及び民俗資料の記録の所有者に対し、その記録の公開を求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、市指定文化財を公開又は出品しようとするときは、<u>教育委員会</u>の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>形文化財の保持者に対し、その文化財の公開を、市指定の無形文化財及び民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、市指定文化財を公開又は出品しようとするときは、<u>市長</u>の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(保存)</p> <p>第19条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財のうち、価値の高いもので<u>衰亡</u>のおそれがあるものについては、その保存に当たるとを適当と認めるときは、<u>資材</u>のあっせんその他適当な助成を講ずることができ。</p>	<p>(補助)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財のうち、価値の高いもので<u>衰亡</u>のおそれがあるものについては、その保存に当たるとを適当と認めるときは、<u>資材</u>のあっせんその他適当な助成を講ずることができ。</p>
<p>(補助)</p> <p>第20条 <u>市</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において補助金を交付することができ。ただし、この場合、<u>教育委員会</u>は補助の条件として必要なことを指示し、又は必要があると認めるときは、これを指揮監督することができる。</p> <p>(1) <u>市指定有形文化財</u>、<u>民俗資料</u>及び記念物の修理若しくは<u>復旧</u>、又は<u>管理</u>に当たって多額の経費を要し、所有者がその負担に<u>たえない場合</u></p> <p>(2) <u>第14条</u>の規定による勧告に基づく措置のため、経費を要する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定により補助金の交付を受けた者が、条例に基づいて付した条件に違反したときは、<u>市</u>は、当該所有者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>	<p>(補助)</p> <p>第19条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において補助金を交付することができ。ただし、この場合、<u>市長</u>は補助の条件として必要なことを指示し、又は必要があると認めるときは、これを指揮監督することができる。</p> <p>(1) <u>市指定の有形文化財</u>、<u>民俗文化財</u>及び記念物の修理若しくは<u>復旧</u>又は<u>管理</u>に当たって多額の経費を要し、所有者がその負担に<u>たえない場合</u></p> <p>(2) <u>第13条</u>の規定による勧告に基づく措置のため、経費を要する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定により補助金の交付を受けた者が、条例に基づいて付した条件に違反したときは、<u>市長</u>は、当該所有者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>
<p>(有償譲渡の承認)</p> <p>第21条 市指定の有形文化財、民俗資料及び記念物の所有者は、この条例に基づいて行われた補助金に係るその文化財の修理又は復旧がなされた後において、当該市指定文化財を有償で譲り渡そうとする</p>	<p>(有償譲渡の承認)</p> <p>第20条 市指定の有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者は、この条例に基づいて行われた補助金に係るその文化財の修理又は復旧がなされた後において、当該市指定文化財を有償で譲り渡そうとする</p>

現 行	改 正 後
<p>ときは、<u>教育委員会</u>の承認を得なければならぬ。</p> <p>(<u>教育委員会への委任</u>)</p> <p><u>第22条</u> この<u>条例</u>の<u>施行</u>に<u>関し</u>、<u>必要</u>な<u>事項</u>は、<u>教育委員会</u>が<u>別</u>に<u>定</u>める。</p>	<p>ときは、<u>市長</u>の承認を得なければならぬ。</p> <p>(<u>委任</u>)</p> <p><u>第21条</u> この<u>条例</u>の<u>施行</u>に<u>関し</u>、<u>必要</u>な<u>事項</u>は、<u>規則</u>で<u>定</u>める。</p>

荒尾市文化財保護審議会条例について

1	制定の趣旨等	<p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）が改正され、平成31年4月1日から、教育委員会の事務とされている文化財の保護に関する事務について、条例で定めることにより、市長が管理及び執行できることとなった。 【地教行法第23条第1項】</p> <p>(2) 地教行法の改正に伴い、文化財保護法（昭和25年法律第214号）も改正され、改正後の地教行法の規定に基づき、市長が文化財の保護に関する事務を管理及び執行する場合は、当該地方公共団体に地方文化財保護審議会を置くことが義務付けられた。【文化財保護法第190条第2項】</p> <p>(3) 本議会に上程する「荒尾市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定により、平成31年4月1日から文化財の保護に関する事務の所管を、教育委員会から市長部局（総務部政策企画課）へ移管する予定であることから、文化財保護法の規定に基づき地方文化財保護審議会を設置するもの。</p>
2	概 要	<p>【審議会の組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 荒尾市文化財保護審議会</li> <li>・ 所掌事務 文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議を行う。また、当該重要事項に関して建議する。</li> <li>・ 事務局 総務部政策企画課</li> </ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数 10人以内</li> <li>・ 構成 学識経験者その他市長が必要と認める者</li> <li>・ 任期 2年</li> </ul>
3	施行期日等	平成31年4月1日から施行する。

## 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例について

1	制定の趣旨等	<p>熊本県指定重要無形民俗文化財に指定されている野原八幡宮風流（以下「風流」という。）は、平成27年3月2日に、国から記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択された。</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財とは、国が、重要無形民俗文化財に指定していないが、記録作成等の措置を講じて後世に伝えていくべき重要性や緊急性が高いと認め選択した無形の民俗文化財のことをいう。</p> <p>上記の選択を受け、平成31年度から学識経験者等による風流の保存に資する調査等を行うため、野原八幡宮風流保存調査等委員会を設置する。</p>
2	概 要	<p><b>【委員会の組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 野原八幡宮風流保存調査等委員会</li> <li>・ 所掌事務 風流に関する調査及び研究を行い、当該記録及び資料を整理するとともに、その結果を報告書として取りまとめる。</li> <li>・ 事務局 総務部政策企画課</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数 10人以内</li> <li>・ 構成 学識経験者、荒尾市文化財保護審議会委員その他市長が必要と認める者</li> <li>・ 任期 委嘱又は任命の日から報告書を市長に提出する日まで</li> </ul>
3	施行期日等	平成31年4月1日から施行する。

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(部の設置) 第2条 市長の事務部局に次の部を置く。 総務部 市民環境部 保健福祉部 建設経済部</p>	<p>(部の設置) 第2条 市長の事務部局に次の部を置く。 総務部 市民環境部 保健福祉部 産業建設部</p>
<p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(7) 略  (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 市民環境部 (1)～(7) 略 保健福祉部 (1)～(4) 略  (5) 略 (6) 略</p>	<p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(7) 略 (8) <u>文化に関すること (次号に掲げるものを除く。)</u>。 (9) <u>文化財の保護に関すること。</u> (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 市民環境部 (1)～(7) 略 保健福祉部 (1)～(4) 略 (5) <u>消費者行政に関すること。</u> (6) 略 (7) 略</p>



現 行	改 正 後
<p>(7) 略  (8) 略  (9) 略  (10) 略  <u>建設経済部</u>  (1)～(6) 略  (7) <u>消費者行政に関すること。</u>  (8) 略  (9) 略  (10) 略  (11) 略  (12) 略</p>	<p>(8) 略  (9) 略  (10) 略  (11) 略  <u>産業建設部</u>  (1)～(6) 略  削る。  (7) 略  (8) 略  (9) 略  (10) 略  (11) 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2～9 附則による改正関係参照

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例（附則による改正関係） 新旧対照表

附則第2項（荒尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部高年齢者支援課において処理する。 第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部保険介護課において処理する。		(庶務) 検討委員会の庶務は、保健福祉部保険介護課において処理する。
附則第3項（荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、建設経済部産業振興課において処理する。 第7条 委員会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。		(庶務) 委員会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。
附則第4項（道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、建設経済部農林水産課において処理する。 第8条 委員会の庶務は、産業建設部産業振興課において処理する。		(庶務) 委員会の庶務は、産業建設部産業振興課において処理する。
附則第5項（荒尾市土地改良事業換地委員会条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、建設経済部農林水産課において処理する。 第8条 委員会の庶務は、産業建設部農林水産課において処理する。		(庶務) 委員会の庶務は、産業建設部農林水産課において処理する。
附則第6項（荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務) 第11条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。 第11条 審議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。		(庶務) 審議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。
附則第7項（荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正）	現 行	改 正 後
(庶務)		(庶務)

現 行	改 正 後
第8条 審議会の庶務は、建設経済部建築住宅課において処理する。	第8条 審議会の庶務は、産業建設部建築住宅課において処理する。
附則第8項 (荒尾市都市計画審議会条例の一部改正)	
現 行	改 正 後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。
附則第9項 (荒尾市住居表示審議会条例の一部改正)	
現 行	改 正 後
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において行う。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、産業建設部都市計画課において行う。

荒尾総合文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表 (第10条関係) (1)・(2) 略 (3) 子ども科学館入場料		別表 (第10条関係) (1)・(2) 略 (3) 子ども科学館入場料	
区分	金額	区分	金額
小・中学生	100円	3歳未満	無料
高校生	150円	3歳以上小学生以下	300円
大人	210円	中学生以上	700円
備考	1 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 2 入場料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。	備考	1 20人以上 (3歳未満の者を除く。) の団体の場合は、3割引とする。 2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 3 入場料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
(保険料率) 第2条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。	(保険料率) 第2条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度及び平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 荒尾市消防団条例の一部を改正する条例（概要）

### 1 改正する条例

荒尾市消防団条例（昭和32年条例第7号）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、本市の消防団における非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関して必要な事項を定めた条例である。

### 2 改正の趣旨

今回の条例改正の趣旨は、団員の適正な管理を行い、消防団の活動の活性化及び適正な運営を図るため、分限の規定を設けること、手当及び旅費を報酬及び費用弁償として整理すること、年度の途中に団員の異動等があった場合の報酬の支給方法の規定を設けること等を行うことである。また、併せて用語等の整理を行う。

### 3 主な改正内容

- (1) 公務の効率性を保つため、分限の規定を設け、任命権者による分限対象者の降任又は免職を可能とする。
- (2) 役員手当及び団員手当については報酬として、訓練手当及び出動手当については費用弁償として支給することとする。
- (3) 分団手当、部手当及び機関員手当については、手当としてではなく、交付金として別に作成する要綱等に基づき支給することとする。
- (4) 年度の途中に、新たに団員となった者、退職若しくは死亡した団員又は昇任若しくは降任した団員に関する報酬について、月割りにより算定した額を支給することとする。

### 4 施行期日等

平成31年4月1日から施行する。また、経過措置として、分限に関する規定（第8条の2）については、平成31年4月1日以後に生じた事由について適用する。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により本市の消防団における団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに<u>関して定める</u>ことを目的とする。</p> <p>(定員) 第2条 荒尾市消防団（以下「消防団」という。）の消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>650名</u>とする。</p> <p>(失格) 第7条 団員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1)・(2) 略 (3) 禁錮以上の刑に処せられ<u>その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(退職) 第8条 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定により本市の消防団における団員の<u>定員、任用、報酬、費用弁償、分限、懲戒、服務その他身分の取扱い</u>に<u>関して定める</u>ことを目的とする。</p> <p>(定員) 第2条 荒尾市消防団（以下「消防団」という。）の消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>650人</u>とする。</p> <p>(失格) 第7条 団員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1)・(2) 略 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、<u>その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(退職) 第8条 略</p> <p>(分限) 第8条の2 任命権者は、<u>団員が次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、これを降任し、又は免職することができる。 (1) <u>勤務成績が良くないとき。</u> (2) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> (3) <u>その他団員に必要な適格性を欠くとき。</u> 2 前項に規定する場合のほか、任命権者は、<u>団員の定員の改廃又は消防団に関する予算の減少により、団員に過員を生じた場合には、団員を降任し、又は免職することができる。</u></p> <p>(懲戒) 第9条 任命権者は、<u>団員が次の各号のいずれかに該当したときは、</u></p>

現 行	改 正 後
<p>これに対し免職、停職又は戒告の懲戒処分を行うものとする。ただし、<u>停職の期間は、3か月を超えない範囲で情状により定めるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 団員としての体面を<u>そこなう</u>行為があったとき。</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 団員は、上司の命によって服務する。ただし、水火災その他非常事態を知ったときは、特に命令がない場合のほか、あらかじめ定められたところに従い、速やかに出動し<u>服務しなければならぬ。</u></p> <p>(団員の旅行等)</p> <p>第12条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長は市長に、副団長及びその他の役員又は団員は、あらかじめ団長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>2 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第13条 団員は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 住民に対して、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を<u>挺して</u>これに当たたる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2) 規律を守り上司の指揮命令の<u>もとに</u>上下一体となり事に当たらなければならない。</p> <p>(3) 上下同僚の間においては、<u>互に</u>敬愛し、礼節を重んじ信義をつくして、常に言行を<u>慎しみ</u>住民の<u>範</u>となるようにしなければならない。</p> <p>(4) 職務に関し、金品の贈与、<u>饗応接待</u>を受け<u>又は</u>これを請求する等の行為があつてはならない。</p> <p>(5) 職務上<u>知得した秘密を、他に</u>もらしてはならない。</p> <p>(6) 消防団又は団員の<u>名義</u>で特定の政党、<u>結社、若しくは</u>政治団</p>	<p>懲戒処分として、戒告し、<u>停職し、又は免職することができ。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 団員としての体面を<u>損なう</u>行為があったとき。</p> <p>2. <u>停職は、3か月以内の期間を定めて行うものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第10条 団員は、上司の命によって服務する。ただし、水火災その他非常事態を知ったときは、特に命令がない場合のほか、あらかじめ定められたところに従い、速やかに出動し、<u>服務しなければならぬ。</u></p> <p>(団員の旅行等)</p> <p>第12条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長にあっては市長に、その他の団員にあっては団長に、あらかじめ届け出なければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第13条 団員は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 住民に対して、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を<u>ていして</u>これに当たたる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2) 規律を守り上司の指揮命令の<u>下に</u>上下一体となり事に当たらなければならない。</p> <p>(3) 上下同僚の間においては、<u>互いに</u>敬愛し、礼節を重んじ信義を尽くして、常に言行を<u>慎み</u>住民の<u>模範</u>となるようにしなければならない。</p> <p>(4) 職務に関し、金品の贈与若しくは<u>供応接待</u>を受け、<u>又は</u>これを請求する等の行為があつてはならない。</p> <p>(5) 職務上<u>知り得た秘密を他に</u>漏らしてはならない。</p> <p>(6) 消防団又は団員の<u>名義</u>で特定の政党、<u>結社若しくは</u>政治団体</p>



現 行	改 正 後
<p>体を支持し、反対し、若しくは加担し、又は他人の紛議に関与してはならない。</p> <p>(7) 消防団又は、<u>団員の名義</u>で、みだりに寄附金を募り、又は、<u>営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為</u>をしてはならない。</p> <p>(8) 機械器具その他消防団の設備、<u>資材の維持管理に当たるとともに職務外</u>に使用してはならない。</p> <p>(被服の貸与)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の被服については、別表1に定めるところによる。</p> <p>(弁償)</p> <p>第16条 <u>団員が故意又は重大な過失により貸与品をき損又は紛失した場合は、弁償しなければならない。</u></p> <p>(給与)</p> <p>第17条 <u>団員には、別表2に掲げる手当を支給する。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第18条 略</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第19条 <u>団員が職務のため死亡又は負傷若しくは疾病にかかった場合は、荒尾市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第20号)の定めるところによって補償する。</u></p> <p>(その他の規定)</p>	<p>を支持し、反対し、若しくは加担し、又は他人の紛議に関与してはならない。</p> <p>(7) 消防団又は<u>団員の名義</u>で、みだりに寄附金を募り、又は<u>営利行為を行い、若しくは義務の負担となるような行為</u>をしてはならない。</p> <p>(8) 機械器具その他消防団の設備及び<u>資材の維持管理に当たるとともに、職務外</u>に使用してはならない。</p> <p>(被服の貸与)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の被服については、別表第1に定めるところによる。</p> <p>(弁償)</p> <p>第16条 <u>団員は、故意又は重大な過失により貸与品を毀損し、又は紛失した場合は、弁償しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第17条 <u>団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。</u></p> <p>2 年度中途において、新たに団員となった者、退職し、若しくは死亡した団員又は昇任若しくは降任により報酬の額に変更が生じた団員の報酬については、<u>月割りにより算定した額を支給する。</u></p> <p>3 前項の規定により報酬を支給する場合の報酬の額の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 団員が、水火災等の予防警戒若しくは発生のために出動し、又は消防に関する訓練、教育、広報等の業務に従事したときは、当該出動又は従事1回につき1,500円を費用弁償として支給する。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第19条 <u>団員が職務のため死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかった場合は、荒尾市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第20号)の定めるところによって補償する。</u></p> <p>(委任)</p>

現 行		改 正 後	
第20条 略			
別表第1 (第14条関係) 略			
別表第2 (第17条関係)			
種別	支給区分	支給金額	種別
役員手当	年額	104,000円	年額
副団長	同上	84,000円	同上
分団長、指導員	同上	58,000円	同上
部長	同上	48,000円	同上
班長	同上	21,000円	同上
団員手当	同上	17,000円	同上
分団手当	同上	45,000円	同上
部手当	同上	70,000円	同上
訓練手当	1人1回につき	1,500円	同上
出動手当	同上	1,500円	同上
機関	月額	14,000円	同上
員手	同上	5,000円	同上
当	同上		同上
種別	支給区分 <td>支給金額</td> <td>種別</td>	支給金額	種別
団長	年額	104,000円	年額
副団長	同上	84,000円	同上
分団長、指導員	同上	58,000円	同上
部長	同上	48,000円	同上
班長	同上	21,000円	同上
団員	同上	17,000円	同上

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第8条の2の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事由について適用する。

荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(布設工事監督者の資格)            第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。            (1)～(7) 略            (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道又は水道環境を選じた者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)            第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。            (1)～(7) 略            (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選じた者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものは、合格した者であつて、選択科目として水道環境を選じたものは、この条例による改正後の荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選じたものとみなす。

市道路線の廃止及び認定について

1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 1 路線  
 認定する市道路線 5 路線

2 認定の状況

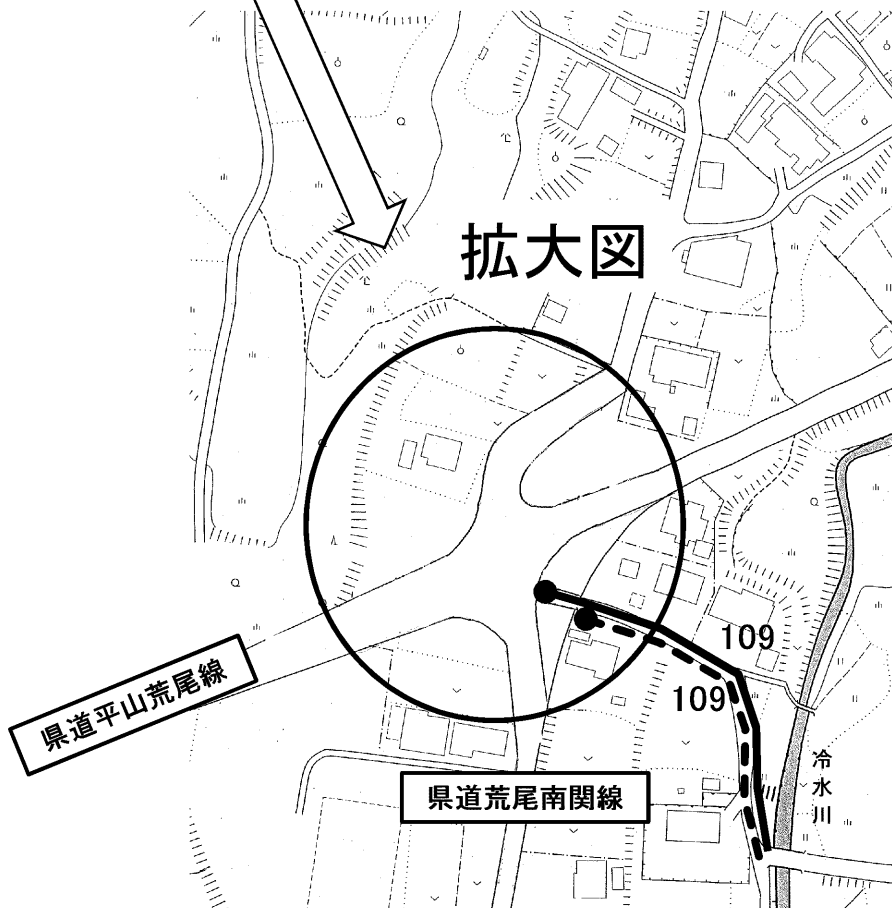
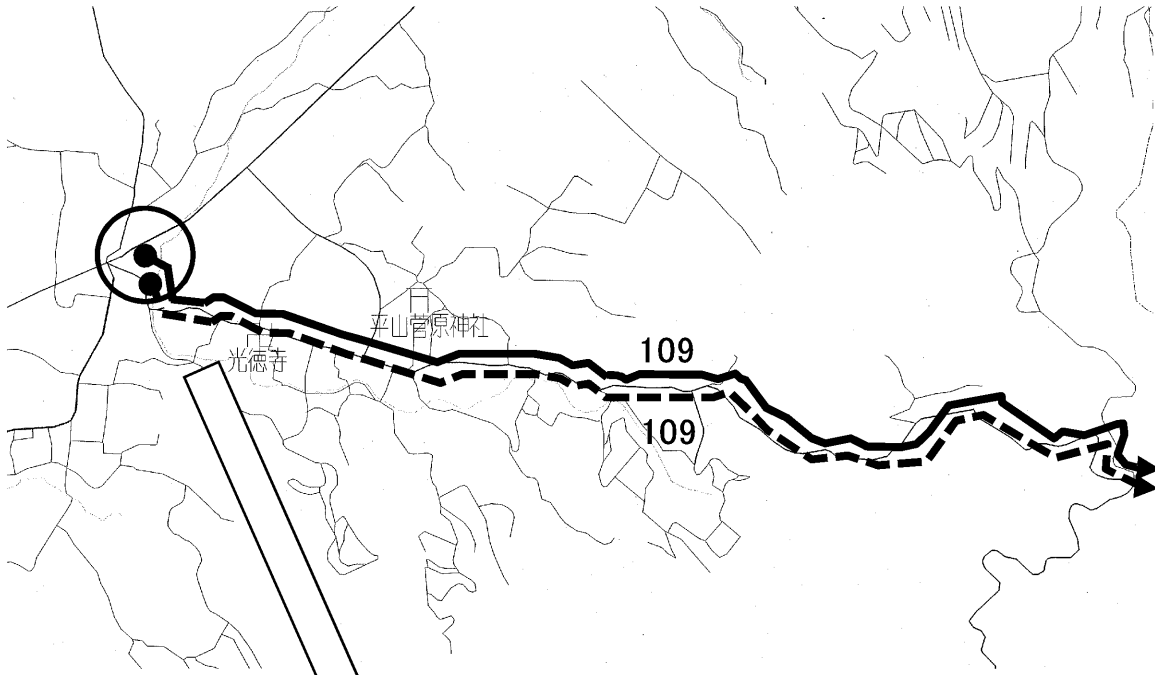
	平成30年4月1日現在	今回追加分
総延長 (m)	302,313.6	482.1
実延長 (m)	283,239.1	482.1
舗装済延長 (m)	281,126.5	482.1
舗装率 (%)	99.3	100.0

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
109	陣屋敷小路線	荒尾市平山字市場	荒尾市府本字小代山	なし	2,396.4

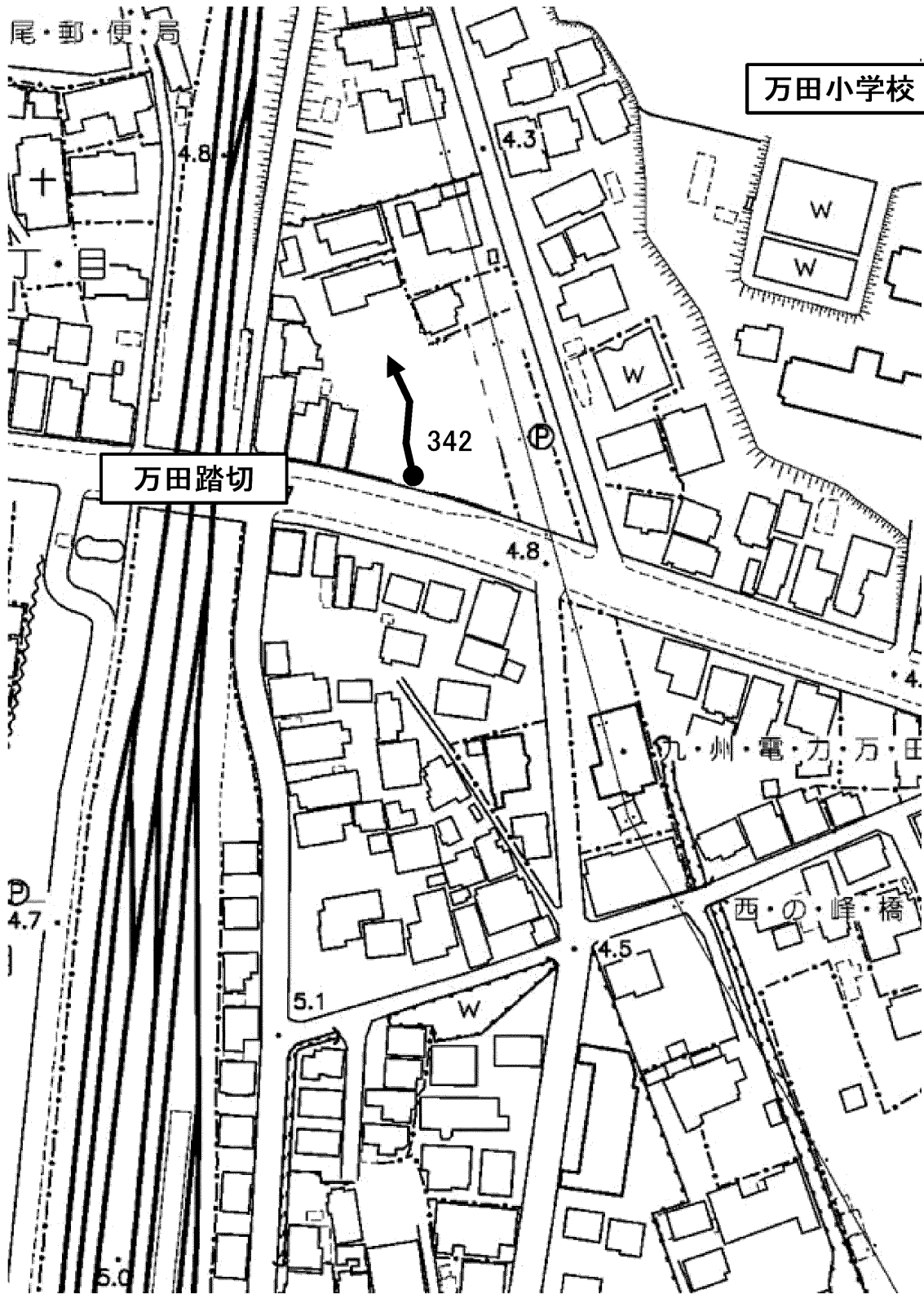
認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
109	陣屋敷小路線	荒尾市平山字市場	荒尾市府本字小代山	なし	2,409.4
342	志振1号線	荒尾市万田字志振	荒尾市万田字志振	なし	34.4
764	磯宅地中磯線	荒尾市蔵満字磯宅地	荒尾市一部字中磯	なし	119.0
765	永田2号線	荒尾市宮内字永田	荒尾市宮内字永田	なし	119.3
766	永田3号線	荒尾市宮内字永田	荒尾市宮内字永田	なし	196.4

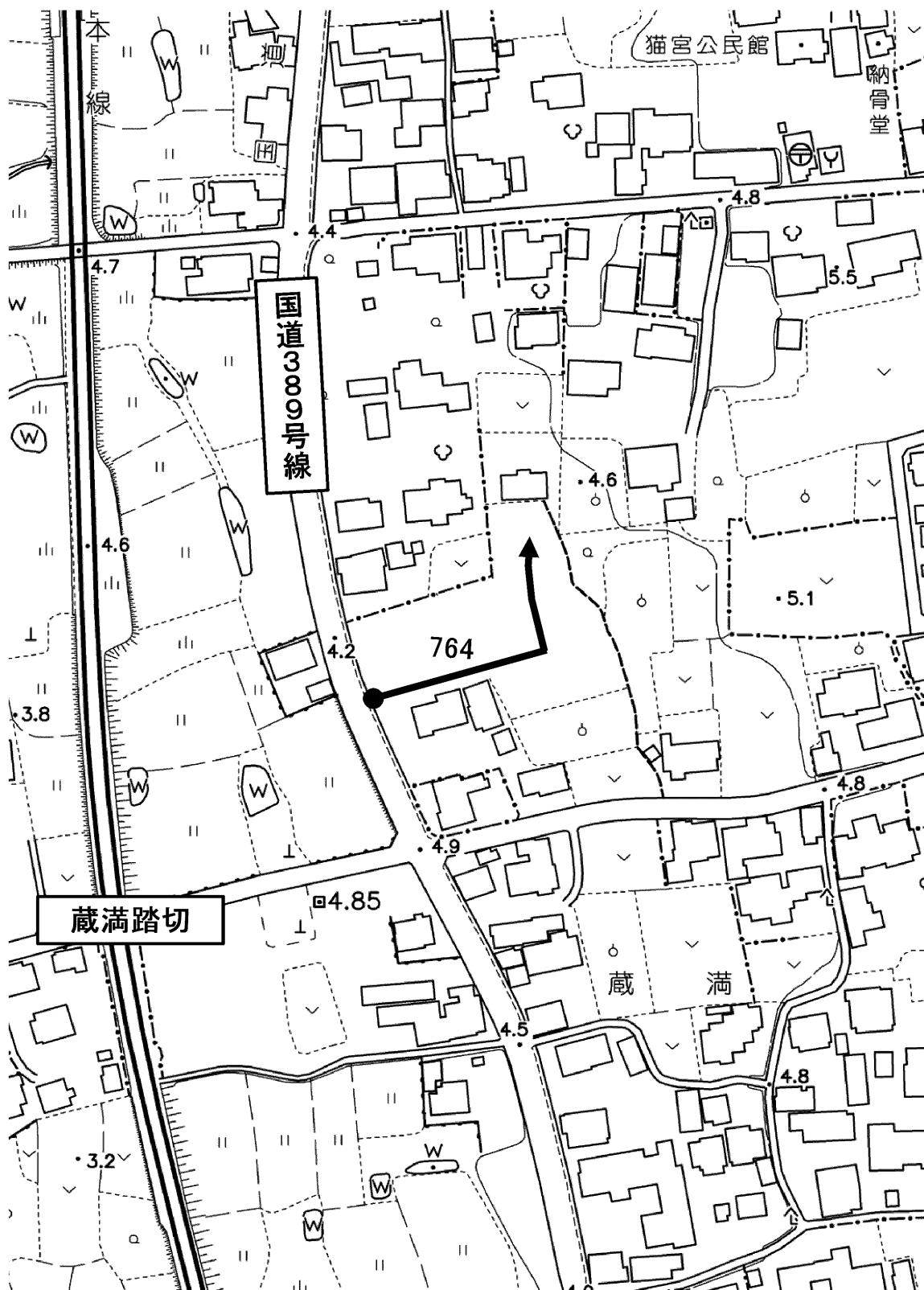


廃止する路線番号=109 路線名=陣屋敷小路線 L=2, 396. 4

認定する路線番号=109 路線名=陣屋敷小路線 L=2, 409. 4



認定する路線番号=342 路線名=志振1号線 L=34.4m



認定する路線番号=764 路線名=磯宅地中磯線 L=119.0 m





# 議第18号資料

## 平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	総務課人件費	63,142			1,192	61,950	<input type="checkbox"/> 給与改定による単価増及び退職者数増による(当初7人→補正後11人) ・退職手当 63,142 (財源) ・企業会計負担金 1,192
	普通財産施設改修費			1,400		△1,400	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀改修(旧第三小学校)の緊急防災・減災事業対象による起債 (財源) ・防災施設整備事業債 1,400
	分庁舎維持管理費(旧第四小学校)				△19	19	<input type="checkbox"/> 10款に充当替え (財源) ・財産使用料 △19
	基金費(政策企画課)	13,927				13,927	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立 ・文化振興基金積立金 3 ・ふるさと創生基金積立金 1 ・ふるさと応援基金積立金 13,923
	基金費(財政課)	225,572				225,572	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金等の積立(前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 2,383 ・減債基金積立金 171 ・職員退職手当基金積立金 184 ・土地開発基金積立金 73 ・地域活性化基金積立金 25 ・子ども未来基金積立金 1 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 216,700 (ふるさと応援寄附金の積立) ・子ども未来基金積立金 6,035
	基金費(くらしいきいき課)	9				9	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金等の積立 ・安心安全まちづくり推進基金積立金 9
	地域公共交通活性化事業費	5,340				5,340	<input type="checkbox"/> バス路線欠損補助金の増額 ・補助金 5,340
	ふるさと応援寄附金推進費	20,681				20,681	<input type="checkbox"/> 寄附件数の増加に伴う関連経費の増額 ・記念品賞品 12,605 ・印刷製本費 65 ・返礼業務委託料 4,548 ・使用料 3,463
2款計		328,671		1,400	1,173	326,098	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△6,716	△5,675			△1,041	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・国民健康保険特別会計繰出金 △6,716 (財源) ・国庫負担金 △1,118 ・県負担金 △4,557
	ふれあい福祉センター施設改修費	△8,057				△8,057	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・修繕費 △8,057
	基金費(福祉課)	1				1	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金の積立 ・社会福祉振興基金積立金 1
	生活困窮者自立相談支援事業費	△1,706	△1,279			△427	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・非常勤職員報酬 △1,706 (財源) ・国庫負担金 △1,279
	養護老人ホーム費	△12,317			△5,173	△7,144	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・扶助費 △12,317 (財源) ・老人福祉施設入所負担金 △5,173
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	67,758	50,818			16,940	<input type="checkbox"/> サービス利用者の増による ・扶助費 67,758 (財源) ・国庫負担金 33,879 ・県負担金 16,939
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△6,273	△4,706			△1,567	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △6,273 (財源) ・県負担金 △4,706

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	放課後児童健全育成事業費	△ 6,000	△ 4,000			△ 2,000	□不用額による減 ・事業運営委託料 △6,000 (財源) ・国庫補助金 △2,000 ・県補助金 △2,000
	特別保育事業費	△ 12,592	△ 5,714			△ 6,878	□不用額による減 ・補助金 △12,592 (財源) ・国庫補助金 △2,857 ・県補助金 △2,857
	保育所等整備交付金事業費	1,323	882			441	□ブロック塀整備への補助 ・補助金 1,323 (財源) ・国庫補助金 882
	児童扶養手当支給費	△ 33,312	△ 11,104			△ 22,208	□不用額による減 ・扶助費 △33,312 (財源) ・国庫負担金 △11,104
	管内外私立保育所運営費	△ 35,948	△ 14,111			827	□不用額による減 ・負担金 △35,948 (財源) ・保育所保護者負担金 △22,664 ・国庫負担金 △3,467 ・県負担金 △21,796 ・県補助金 11,152
	児童手当費	△ 9,808	△ 8,184			△ 1,624	□不用額による減 ・扶助費 △9,808 (財源) ・国庫負担金 △6,563 ・県負担金 △1,621
	母子生活支援施設入所措置費	△ 1,292	△ 969			△ 323	□不用額による減 ・扶助費 △1,292 (財源) ・国庫負担金 △646 ・県負担金 △323
	清里保育園管理費	△ 10,287				△ 10,287	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △2,000 ・健康労働保険料 △1,287 ・保育士賃金 △7,000
	3 款計	△ 75,226	△ 4,042			△ 27,837	△ 43,347
4 衛生費	保健総務費(産休・育休代替職員雇用)	△ 1,527				△ 1,527	□不用額による減 ・健康労働保険料 △272 ・臨時職員賃金 △1,255
	塵芥処理費	△ 11,700				△ 11,700	□不用額による減 ・健康労働保険料 △800 ・臨時職員賃金 △3,900 ・指定ごみ袋作製委託料 △7,000
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	5,165				5,165	□一部事務組合の決算見込み等による組合予算補正に伴う増 ・大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 5,165
	基金費(環境保全課)	80,000				80,000	□荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金への積立て ・積立金 80,000
	4 款計	71,938				71,938	
6 農林水産業費	農業振興地域整備事業費	△ 1,113				△ 1,113	□不用額による減 ・農業振興地域整備計画全体見直し委託料 △1,113
	機構集積協力金交付事業費	△ 14,258	△ 14,258				□地区での調整の都合による減 ・報償金 △7,511 ・補助金 △6,747 (財源) ・県補助金 △14,258
	担い手確保・経営強化支援事業費	8,734	8,734				□売上高の拡大及び経営コストの縮減のための農業用機械等の購入に対する助成 ・補助金 (財源) ・県補助金 8,734
	特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	366				366	□検討委員会開催回数の増 ・委員報酬 94 ・費用弁償 272

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	多面的機能支払交付金事業費	△ 2,219	△ 1,664			△ 555	□不用額による減 ・交付金 △2,219 (財源) ・県補助金 △1,664
	団体営土地改良総合整備事業費	2,100	1,365	200		535	□平成31年度要望分の前倒し配分による ・換地等調整委託料 2,100 (財源) ・県補助金 1,365 ・農業基盤整備事業債 200
	会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	69				69	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 69
	古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	62				62	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 62
	観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	133				133	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 133
	林業木材産業生産性強化対策事業費	331,914	331,914				□事業費の増額に伴う補助金の増 ・補助金 331,914 (財源) ・県補助金 331,914
	6 款計	325,788	326,091	200		△ 503	
7 商 工 費	中小企業融資制度運用事業費	△ 12,400				△ 12,400	□不用額による減 ・預託金 △12,400 (財源) ・預託金元利収入 △12,400
	7 款計	△ 12,400				△ 12,400	
8 土 木 費	土木総務費(土木課人件費)			△ 2,000		2,000	□起債対象事業の組替え (財源) ・海岸保全事業債 △2,000
	道路施設改修費	1,875				1,875	□県側溝整備事業による負担金 ・県営事業負担金 1,875
	社会資本整備総合交付金事業費(大谷長洲港線)		△ 1,100	990		110	□補助率の変更(55%→50%)に伴う補助額及び起債額の変更 (財源) ・国庫補助金 △1,100 ・道路橋梁事業債 990
	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	△ 18,600	△ 10,230	△ 6,720		△ 1,650	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △18,600 (財源) ・国庫補助金 △10,230 ・道路橋梁事業債 △6,720
	道路改良単独事業費	△ 9,800				△ 4,900	□不用額による減 ・工事請負費 △9,800 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 △4,900
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	△ 34,299	△ 27,882	△ 20,580		14,163	□補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △4,000 ・工事請負費 △4,167 ・用地取得費 △3,000 ・補償金 △23,132 (財源) ・国庫補助金 △27,882 ・道路橋梁事業債 △20,580
	社会資本整備総合交付金事業費(貝塚本村線)	△ 3,500	△ 1,925	△ 1,410		△ 165	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △3,500 (財源) ・国庫補助金 △1,925 ・道路橋梁事業債 △1,410
	社会資本整備総合交付金事業費(舗装修繕計画)	△ 5,880	△ 4,290			△ 1,590	□補助対象事業費の決定及び補助率の変更による減 ・舗装修繕計画策定委託料 △5,880 (財源) ・国庫補助金 △4,290
	道路新設改良事業費(人件費)			△ 1,980		1,980	□事業費変動に伴う起債額の変更 (財源) ・道路橋梁事業債 △1,980
	河川環境整備費	8,815		6,000		2,815	□県海岸保全事業等による負担金 ・県営事業負担金 8,815 (財源) ・海岸保全事業債 6,000

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)	2,000		3,300		△ 1,300	<input type="checkbox"/> 起債対象事業の組替え ・普通旅費 50 ・消耗品費 644 ・燃料費 546 ・手数料 162 ・使用料 108 ・借上料 490 (財源) ・海岸保全事業債 2,000
	都市計画総務費(人件費)			△ 1,480		1,480	<input type="checkbox"/> 事業費変動に伴う起債額の変更(財源) ・都市公園事業債 △1,480
	南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	△ 6,130				△ 6,130	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 △6,130
	競馬場跡地管理事業費	△ 62,000				△ 62,000	<input type="checkbox"/> 事業の実施主体の変更による減 ・工事請負費 △62,000 (財源) ・南新地土地地区画整理事業補償金 △62,000
	街路整備事業費	434				434	<input type="checkbox"/> 県街路整備事業による負担金 ・県営事業負担金 434
	公園施設長寿命化対策事業費	△ 20,762	△ 10,516	△ 9,000		△ 1,246	<input type="checkbox"/> 補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △20,762 (財源) ・国庫補助金 △10,516 ・都市公園事業債 △9,000
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	△ 18,319	△ 15,941			△ 2,378	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・補助金 △18,319 (財源) ・国庫補助金 △8,974 ・県補助金 △6,967
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	△ 3,000	△ 3,000				<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・補助金 △3,000 (財源) ・県補助金 △3,000
	公営住宅ストック総合改善事業費	△ 53,040	△ 26,032	△ 26,000		△ 1,008	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・工事施工に伴う委託料 △469 ・工事請負費 △52,571 (財源) ・国庫補助金 △26,032 ・公営住宅建設事業債 △26,000
	8款計	△ 222,206	△ 100,916	△ 58,880	△ 66,900	4,490	
9 消防費	消防施設新設費	△ 11,075		△ 21,500		10,425	<input type="checkbox"/> 不用額による減及び財源の組替え ・工事請負費 △11,075 (財源) ・消防施設整備事業債 △21,500
	9款計	△ 11,075		△ 21,500		10,425	
10 教育費	基金費(教育振興課)	84				8	<input type="checkbox"/> 旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続等による基金への積立て ・学校教育施設整備基金積立金 84 (財源) ・財産使用料(2款から充当替え) 19 ・財産賃貸料 57
	教育振興課管理費(人件費)	67				67	<input type="checkbox"/> 給与改定による単価増による ・退職手当 67
	中学校施設改修費		2,023	28,000		△ 30,023	<input type="checkbox"/> 第四中学校コンクリートブロック塀改修のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金対象による財源充当及び起債並びに海陽中学校プール改修の起債(財源) ・国庫補助金 2,023 ・中学校施設整備事業債 28,000
	基金費(生涯学習課)	26				26	<input type="checkbox"/> 前年度寄附金収入額の基金への積立て ・宮崎兄弟顕彰基金積立金 26

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	国重要文化財建造物保存修理事業費	△ 22,088	△ 12,266			△ 9,822	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・非常勤職員報酬 △138 ・費用弁償 △558 ・普通旅費 △263 ・特別旅費 △272 ・工事施工に伴う委託料 △12,588 ・工事請負費 △8,269 (財源) ・国庫補助金 △11,043 ・県補助金 △1,223
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	△ 13,921	△ 7,124	△ 6,420		△ 377	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・工事請負費 △13,921 (財源) ・国庫補助金 △7,124 ・都市公園事業債 △6,420
	給食施設改修事業費	△ 2,725				△ 2,135	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・自動車購入費 △2,725 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 △590
	10款計	△ 38,557	△ 17,367	21,580		△ 514	△ 42,256
11 災害 復旧 費	現年公共土木災害復旧費	△ 25,000	△ 16,675	△ 7,700		△ 625	<input type="checkbox"/> 災害査定後の不用額による減 ・工事請負費 △25,000 (財源) ・国庫負担金 △16,675 ・土木災害復旧債 △7,700
	土木災害復旧費(人件費)			△ 1,200		1,200	<input type="checkbox"/> 事業費変動に伴う起債額の変更 (財源) ・土木災害復旧債 △1,200
	11款計	△ 25,000	△ 16,675	△ 8,900			575
	補正額	341,933	187,091	△ 66,100	△ 106,478	327,420	一般財源 ・市有地建物賃貸料 △57 (今回充当分) ・ふるさと応援寄附金 43,428 ・繰越金 259,963 ・財政調整基金繰入金 24,086
	補正前の額	22,422,469	6,257,703	1,082,700	1,288,028	13,794,038	
	合計	22,764,402	6,444,794	1,016,600	1,181,550	14,121,458	

## 平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	662,696	△ 6,716	655,980	繰出基準額の変更に伴う減額 保険基盤安定(保険者支援分) △2,235 保険基盤安定(保険税軽減分) △5,331 財政安定化支援 850
	財政調整基金繰入金	100,000	△ 9,218	90,782	決算見込みによる繰入金の減額 △9,218
	計	762,696	△ 15,934	746,762	
7款 繰越金	その他の繰越金	182,859	115,943	298,802	平成29年度決算剰余金
その他		6,775,753	0	6,775,753	
歳入合計		7,721,308	100,009	7,821,317	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 基金積立金	国保財政調整基金積立金	1	100,009	100,010	決算見込みによる基金積立金 100,000 平成29年度基金利子収入分 9
その他		7,721,307	0	7,721,307	
歳出合計		7,721,308	100,009	7,821,317	

## 平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	358,792	△ 8,802	349,990	特別徴収保険料の減額
	普通徴収保険料	136,205	△ 11,237	124,968	普通徴収保険料の減額
計		494,997	△ 20,039	474,958	
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	204,139	△ 6,273	197,866	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	41,128	0	41,128	
計		245,267	△ 6,273	238,994	
その他		41,129	0	41,129	
歳入合計		781,393	△ 26,312	755,081	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	708,494	△ 26,312	682,182	保険料負担金の減額 △20,039 保険基盤安定負担金確定に伴う減額 △6,273
	その他	72,899	0	72,899	
歳出合計		781,393	△ 26,312	755,081	



## 平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 分担金及び負担金	土木費負担金	30,000	△ 30,000	0	負担金決定による減額
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	558,000	△ 106,530	451,470	補助金額決定による減額
5款 繰入金	一般会計繰入金	144,843	△ 6,130	138,713	補助金額決定による減額
8款 市債	土木債	498,200	△ 96,400	401,800	補助金額決定による減額
歳入合計		1,231,043	△ 239,060	991,983	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	南新地事業費	1,146,000	△ 239,060	906,940	補助金額等決定による減額
その他		85,043	0	85,043	
歳出合計		1,231,043	△ 239,060	991,983	